別記様式第1号（第6関係）

整理番号	57

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	令和2年6月30日	支出額	100,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動事務所アルバイト給与（6月分）		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

領収証

埼玉県議会議員　浅野目 義英 様　　令和2年6月30日

金額 ¥100,000-

但し　埼玉県県政・県議会調査。県議会活動サポート賃金として

[redacted]

※　領収書は重ねて貼付しないこと。
※　領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。（別紙には整理番号（枝番）を付すこと。）

※　領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

支給明細書

正しくは 6/30 支給

令和02年　06月分 給与

支給日 令和02年07月10日
締日 令和02年06月30日

000002 [redacted] 様

埼玉県議会議員　あさのめ事務所

勤怠内訳	
出 日数	17.00
所定内労働時	102:00

支給項目	
基本給	100,720
合計	100,720

控除項目	
所得税	720
合計	720

その他	
社会保険合計	0
課税対象額	100,720
非課税合計	
課税支給累計	100,720
社会保険累計	0
所得税累計	720

振込支給額	0
現金支給額	100,000
差引支給額	100,000

2020　年　6　月分アルバイト月報

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	浅野目 印
1	月						
2	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
3	水						
4	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
5	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
6	土						
7	日						
8	月	10:00	17:00	1:00	6:00		
9	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
10	水						
11	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
12	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
13	土						
14	日						
15	月	10:00	17:00	1:00	6:00		
16	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
17	水						
18	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
19	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
20	土						
21	日						
22	月	10:00	17:00	1:00	6:00		
23	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
24	水						
25	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
26	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
27	土						
28	日						
29	月	10:00	17:00	1:00	6:00		
30	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
合計					102:00	出勤日数	17日

参考様式

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生年月日	
氏　　名	[redacted]	[redacted]生	
現　住　所	〒[redacted] [redacted] 電話[redacted]		

下記の条件で契約します

雇用期間	２０２０年　６月　１日 から２０２０年　６月３０日 まで
就業場所	〒330-0043 埼玉県さいたま市浦和区大東 2-18-3
職務内容	日程管理。議会報告編集・作成・発送。定例会などに向けた情報収集・情報整理。県政報告会開催のための諸準備。政策立案に向けた会議の開催。ホームページの作成及び更新。
就業時間 （休憩時間）	午前１０時　００分 から 午後 ６時００分まで （　１時間　）
休　　日	日曜・祝日
給与（賃金）等	・ 賃金 100,720 円 ・ 手当
給与等支払	現金
給与等振込先	

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和２年６月１日

雇用者　浅野目 義英 [redacted]

被雇用者　[redacted]

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	17

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2年8月10日	支出額	100,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	県政調査事務所 7月分アルバイト給与		
領収書等貼付欄			

領収証

埼玉県議会議員　浅野目 義英 様　　令和2年 8月10日

金額 ¥100,000-

但し　埼玉県県政・県議会調査。県議会活動サポート賃金として

[redacted]

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
（別紙には整理番号（枝番）を付すこと。）

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

支給明細書

000002 [redacted] 様

令和02年　07月分 給与　支給日 令和02年08月10日
締日 令和02年07月31日

埼玉県議会議員　あさのめ事務所

受領印

勤怠内訳	
出勤日数	18.00
所定内労働時	111:00

支給項目	
基本給	100,720
合計	100,720

控除項目	
所得税	720
合計	720

その他	
社会保険合計	0
課税対象額	100,720
非課税合計	
課税支給累計	201,440
社会保険累計	0
所得税累計	1,440

振込支給額	0
現金支給額	100,000
差引支給額	100,000

2020　年　7　月分アルバイト月報

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	浅野目 印
1	水						
2	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
3	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
4	土						
5	日						
6	月	10:00	17:00	1:00	6:00		
7	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
8	水						
9	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
10	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
11	土						
12	日						
13	月	10:00	17:00	1:00	6:00		
14	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
15	水						
16	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
17	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
18	土						
19	日						
20	月	10:00	17:00	1:00	6:00		
21	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
22	水						
23	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
24	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
25	土						
26	日						
27	月	10:00	17:00	1:00	6:00		
28	火	10:00	18:00	1:00	7:00		
29	水						
30	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
31	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
合計					111:00	出勤日数	18日

参考様式

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生年月日	
氏　　名	[redacted]	[redacted]生	
現住所	〒[redacted] [redacted] 電話[redacted]		

下記の条件で契約します

雇用期間	２０２０年　７月　１日 から２０２０年　７月３１日 まで
就業場所	〒330-0043 埼玉県さいたま市浦和区大東 2-18-3
職務内容	日程管理。議会報告編集・作成・発送。定例会などに向けた情報収集・情報整理。県政報告会開催のための諸準備。政策立案に向けた会議の開催。ホームページの作成及び更新。
就業時間 （休憩時間）	午前１０時　００分 から 午後 ６時００分まで （　１時間　）
休　　日	日曜・祝日
給与（賃金）等	・ 賃金 100, 720 円 ・ 手当
給与等支払	現金
給与等振込先	

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

2020 年 7 月 1 日

雇用者　浅野目 義英 [redacted]

被雇用者　[redacted]

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	30

政務活動費　領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	令和2年8月17日	支出額	720 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動事務所 6月分給与の源泉所得税		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

国税収納金整理資金　32309

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）　㊙ 領収証書

令和　年度　税務署名：浦和　税務署　税務署番号：00033018　税務署使用欄：110　整理番号：[redacted]

区分	支払年月日（令和 年 月 日）	人員（万 千 百 十 人）	支給額（百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円）	税額（十 億 千 百 十 万 千 百 十 円）
事給・給料等	020710	1	100720	720
給与（役員賞与を除く）				
日雇賃金				
退職手当等				
税理士等の報酬				
役員賞与				
同上の支払確定年月日				

年末調整による不足税額

年末調整による超過税額

本税　720

延滞税

合計額　¥720

納期等の区分　令和 年 月　0207　支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　日付印　内証券

国庫金

徴収義務者　住所（所在地）330-0043（電話番号　－　－　）
さいたま市浦和区大東2丁目
18－3－302
氏名（名称）浅野目　義英　様（御中）

摘要

◎ 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）2.8.17

左記の合計額を領収しました。

02101 110 [redacted]

※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	35

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	令和2年8月19日	支出額	720 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動事務所7月分給与の源泉所得税		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

国税収納金整理資金　32309

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）　㊟ 領収証書

令和 年度	税務署名	税務署番号	税務署使用欄	整理番号
	浦和 税務署	00033018	110	[redacted]

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
俸給・給料等	02 8 19		720	720
賞与（役員賞与を除く。）				
日雇労務者の賃金		（延）		
退職手当等				
税理士等の報酬				
役員賞与				
同上の支払確定年月日				

年末調整による不足税額

年末調整による超過税額 ▲

本税　720

延滞税

合計額　720

納期等の区分　令和 年 月　02 08　支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　全部　一部　日使用　領欄

内証券

国庫金

徴収義務者　住所（所在地）　330-0043　（電話番号　－　－　）
さいたま市浦和区大東2丁目
18－3－302

氏名（名称）　浅野目　義英　様（御中）

摘要

◎日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）　浦和常盤子　2.8.19　03244

左記の合計額を領収しました

02101 110 [redacted]

※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	26

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2 年 9 月 10 日
支出額	120,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　　）
使途	県政調査事務所8月分給与
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　浅野目 義英　㊞

支給明細書

000002 [redacted] 様

令和02年 08月分 給与　支給日 令和02年09月10日
締日 令和02年08月31日

埼玉県議会議員　あさのめ事務所

勤怠内訳	
出勤日数	21.00

支給項目	
基本給	121,850
合計	121,850

控除項目	
所得税	1,850
合計	1,850

その他	
社会保険合計	0
課税対象額	121,850
非課税合計	
課税支給累計	323,290
社会保険累計	0
所得税累計	3,290

振込支給額	0
現金支給額	120,000
差引支給額	120,000

2020 年 8 月分アルバイト月報

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	浅野目 印
1	土						
2	日						
3	月	10:00	17:00	1:00	6:00		
4	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
5	水						
6	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
7	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
8	土	12:00	18:00		6:00		
9	日	12:00	18:00		6:00		
10	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
11	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
12	水						
13	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
14	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
15	土						
16	日						
17	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
18	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
19	水						
20	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
21	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
22	土						
23	日						
24	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
25	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
26	水	12:00	17:00		5:00		
27	木	10:00	17:00	1:00	6:00		
28	金	10:00	17:00	1:00	6:00		
29	土						
30	日	11:00	17:00	1:00	5:00		
31	月	10:00	17:00	1:00	6:00		
合計				13	127:00	出勤日数	21日

参考様式

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生年月日	
氏　　名	[redacted]	[redacted]生	
現住所	〒[redacted] [redacted] 電話[redacted]		

下記の条件で契約します

雇用期間	２０２０年　８月　１日 から２０２０年　８月３１日 まで
就業場所	〒330-0043 埼玉県さいたま市浦和区大東 2-18-3
職務内容	日程管理。議会報告編集・作成・発送。定例会などに向けた情報収集・情報整理。県政報告会開催のための諸準備。政策立案に向けた会議の開催。ホームページの作成及び更新。
就業時間 （休憩時間）	午前１０時　００分 から 午後 ６時００分まで （　１時間　）
休　　日	日曜・祝日
給与（賃金）等	・ 賃金 121,850 円 ・ 手当
給与等支払	現金
給与等振込先	

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

2020年8月1日

雇用者　[redacted]

被雇用者　[redacted]

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	68

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2年9月23日	支出額	1,850 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動事務所 8月分給与の源泉所得税		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

国税収納金整理資金　32309　令和 02 年度

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）　㊟ 領収証書

税務署名：浦和 税務署　税務署番号：0003301 8　税務署使用欄：110　整理番号：[redacted]

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
俸給・給料等	令和 02 年 09 月 10 日	1人	12,185,0	1,850
賞与（役員賞与を除く）				
日雇労務者の賃金		(注)		
退職手当等				
税理士等の報酬	[redacted]			
役員賞与				
同上の支払確定年月日				

納期等の区分：令和 02 年 09 月　支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　合計　内訳

年末調整による不足税額	
年末調整による超過税額	▲
本税	1,850
延滞税	
合計額	¥1,850

国庫金

徴収税務署　住所（所在地）：330-0074 さいたま市浦和区大東2-7-8（電話番号 ― ―）
氏名（名称）：浅野目 義英 様（御中）

摘要

◎ 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）出納済 テラー・7 2.9.23. 北越・北浦和

左記の合計額を領収しました

02101 110 [redacted]

か分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	69

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2年9月23日	支出額	1,429 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労士顧問報酬9月分の源泉所得税		
領収書等貼付欄			龍志会　浅野目義英

国税収納金整理資金　32309

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）　㊞ 領収証書

令和 年度 02　税務署名 浦和　税務署番号 00033018　税務署使用欄 110　整理番号 [redacted]

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
俸給・給料等	[redacted]			
賃与（役員賞与を除く。）				
日雇労務者の賃金				
退職手当等				
税理等の報酬	020930	1	14000	1429
役員賞与				
同上の支払確定年月日				

年末調整による不足税額	
年末調整による超過税額	▲
本税	3279
延滞税	
合計額	¥3279

納期等の区分　令和 年 月 0209　支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　日受用欄　内証券

国庫金

徴収義務者　住所（所在地）330-0064 330-00 （電話番号 - - ）
さいたま市浦和区大東2丁目
2-8-8-3-0-2
さいたま市浦和区 分2-7-8
氏名（名称）浅野目　義英　様（御中）

摘要

◎ 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）　出納済 テラー・7　2-9.23　北越・北浦和

左記の合計額を領収しました

02101 110 [redacted]

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。　社労士報酬 9/28 支払（誤記）

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	49

政務活動費　領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2年9月23日	支出額	16,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動事務所 労働保険料		
領収書等貼付欄			龍志会　浅野目義英

納付書・領収証書　（労働保険）（国庫金）

取扱庁名	※取扱庁番号	徴収勘定	労働保険特別会計	厚生労働省所管	平成
埼玉労働局	00075316	保険料収入及び一般拠出金収入	0847	6118	2年度

労働保険番号	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
	11	1	01	[redacted]			全部 一部

翌年度5月1日以降　現年度歳入組入

※会計年度（元号：平成は7）　元号 ― 年度

※徴定年度（元号：平成は7）　元号 ― 年度

内訳		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	労働保険料					¥	1	6	8	0	0
	一般拠出金										
	納付額（合計額）					¥	1	6	8	0	0

納付の目的

1. 平成　2 年度 概算　1 期
2. 増加概算…1　料率引上…2　期別の表示　全期・1（初）期…1　2期……2　3期……3　4期（翌年度第1期）……4
3. 平成　年度 確定

※収納区分　※認決区分

※内証券受領　円

（住所）〒 [illegible]

[illegible] 2-7-8

（氏名）

[illegible]　殿

上記の合計額を領収しました。

領収日付印

出納済 テラー・7 2.-9.23. 北越・北浦和（納付者渡し）

納付の場所　日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

白に補記すること）。

※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（2）

労働保険 石綿健康被害救済法 **概算・増加概算・確定保険料 一般拠出金 申告書**

下記のとおり申告します。

継続事業（一括有期事業を含む。）

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

事業主控

種別 32700　※修正項目番号　※入力限定コード（項1）

平成　年　月　日

①労働保険番号	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	11	1	01	[redacted]	（項2）

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
05	111	9416	93

あて先　〒330-6016
さいたま市中央区新都心11番2
ランド・アクシス　タワー15階
埼玉労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

②増加年月日（元号：平成は7）　元号 － 年 － 月 － 日（項3）
③事業廃止等年月日（元号：平成は7）　元号 － 年 － 月 － 日（項4）
※事業廃止等理由（項5）
④常時使用労働者数　十万千百十人 1（項6）
⑤雇用保険被保険者数　十万千百十人 1（項7）
⑥免除対象高年齢労働者数　万千百十人（項8）
※保険関係（項9）　※片保険理由コード（項10）

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（一）の所で折り曲げて下さい。）

確定保険料算定内訳 ⑦区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料・一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額
労働保険料	(イ) 千百十億千百十万千（項11）千円	(イ) 1000分の	(イ) 百十億千百十万千百十円（項12）円
労災保険分	(ロ) 千百十億千百十万千（項13）千円	(ロ) 1000分の	(ロ) 百十億千百十万千百十円（項14）円
雇用保険分 雇用保険法適用者分	(ハ) 千百十億千百十万千（項15）千円		
雇用保険分 高年齢労働者分	(ニ) 千百十億千百十万千（項16）千円	(ニ) 1000分の	(ニ) 億千百十万千百十円（項17）円
雇用保険分 保険料算定対象者分	(ホ)((ハ)－(ニ)) 千百十億千百十万千（項18）千円	(ホ) 1000分の	(ホ) 百十億千百十万千百十円（項19）円
一般拠出金（注1）	(ヘ) 千百十億千百十万千（項35）千円	(ヘ) 1000分の	(ヘ) 百十億千百十万千百十円（項36）円

概算・増加概算保険料算定内訳 ⑪区分	算定期間 ~~平成~~ 令和 2年 9月 1日 から ~~平成~~ 令和 3年 3月 31日 まで		
	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額（⑫×⑬）
労働保険料	(イ) 千百十億千百十万千（項20）千円	(イ) 1000分の	(イ) 百十億千百十万千百十円 16800（項21）円
労災保険分	(ロ) 千百十億千百十万千 1740（項22）千円	(ロ) 1000分の 3	(ロ) 百十億千百十万千百十円 4200（項23）円
雇用保険分 雇用保険法適用者分	(ハ) 千百十億千百十万千 1740（項24）千円		
雇用保険分 高年齢労働者分	(ニ) 千百十億千百十万千（項25）千円		
雇用保険分 保険料算定対象者分	(ホ)((ハ)－(ニ)) 千百十億千百十万千 1740（項26）千円	(ホ) 1000分の 9	(ホ) 百十億千百十万千百十円 12600（項27）円

事業主の郵便番号（変更のある場合記入）（項28）　⑯事業主の電話番号（変更のある場合記入）（項29）
⑰延納の申請 納付回数（項30）
※検算有無区分（項31）　※算開対象区分（項32）　※データ指示コード（項33）　※再入力区分（項34）　※修正項目

⑧⑩⑫⑭⑳の（ロ）欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

⑱申告済概算保険料額	円
⑲申告済概算保険料額	円
⑳差引額 (イ)充当額（⑱－⑩の(イ)）	円
(ハ)不足額（⑩の(イ)－⑱）	円
㉑増加概算保険料額（⑭の(イ)－⑱）	円
(ロ)還付額（⑱－⑩の(イ)）	百十億千百十万千百十円（項38）円
㉛法人番号	（項39）

㉑充当額区分（項37）：1：労働保険料のみに充当　2：一般拠出金のみに充当　3：労働保険料及び一般拠出金に充当

㉒期別納付額						
第1期（初期）全期又は	(イ)概算保険料額（⑭の(イ)÷⑰＋次期以降の円未満端数）16,800円	(ロ)労働保険料充当額（⑳の(イ)（労働保険料分のみ））円	(ハ)不足額（⑳の(ハ)）円	(ニ)今期労働保険料（(イ)－(ロ)又は(イ)＋(ハ)）16,800円	(ホ)一般拠出金充当額（⑳の(イ)（一般拠出金分のみ））円	(ヘ)一般拠出金額（⑩の(ヘ)－㉒の(ホ)）（注2）円
第2期	(チ)概算保険料額（⑭の(イ)÷⑰）円	(リ)労働保険料充当額（⑳の(イ)－㉒の(ロ)）円	(ヌ)第2期納付額（(チ)－(リ)）円			
第3期	(ル)概算保険料額（⑭の(イ)÷⑰）円	(ヲ)労働保険料充当額（⑳の(イ)－㉒の(ロ)－㉓の(リ)）円	(ワ)第3期納付額（(ル)－(ヲ)）円			

(ト)今期納付額（(ニ)÷(ヘ)）16,800円

㉕事業又は作業の種類：県議会議員事務所

㉓保険関係成立年月日：令和2年9月1日

㉔事業廃止等理由：(1)廃止　(2)委託　(3)個別　(4)労働者なし　(5)その他

㉖加入している労働保険：(イ)労災保険　(ロ)雇用保険

㉗特掲事業：(イ)該当する　(ロ)該当しない

㉘事業主
(イ)所在地：埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2-7-8
(ロ)名称：埼玉県議会議員 あさのめ事務所 浅野目義英

㉙事業主
郵便番号：330－0075　電話番号：(048)762－7133
(イ)住所（法人のときは主たる事務所の所在地）：埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2-7-8
(ロ)名称：埼玉県議会議員 あさのめ事務所
(ハ)氏名（法人のときは代表者の氏名）：代表 浅野目義英　記[redacted]

（注2）一般拠出金は延納できません
（注1）石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	80

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2年9月28日	支出額	12,571 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労士顧問報酬（9月分）		

領収書等貼付欄

龍志会　浅野目義英

口座名 浅野目 義英　支出先 あらかわ社会保険労務士事務所
アラカワシャカイホケンロウムラジムショ アラカワヨシライチ

普通預金（兼お借入明細）

年月日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
[redacted]				
02-09-28	送金	*12,571	IB アラカワシヤカイホ	[redacted]
[redacted]				

※　領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請　求　書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所 御中

請求No.　44

発行日　2020年9月1日

件名： 令和２年９月分ご請求

下記の通り、ご請求申し上げます。

あらかわ社会保険労務士事務所
〒330-0074
埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-3-8
ノースピアR105
特定社会保険労務士　荒川　洋一
TEL： 048-637-5178
FAX： 048-637-1350
携帯： 070-4805-3882
E-Mail： aramu.sharou@jcom.zaq.ne.jp

合計金額　¥12,571　（税込）

お支払期限：　**令和２年９月30日（水）**

No.	摘要	数量	単価	金額
	顧問報酬	1　ヶ月	14,000	¥14,000

お振込先
埼玉りそな銀行　北浦和支店
普通
4426221
アラカワシャカイホケンロウムシジムショ アラカワ ヨウイチ

小計	¥14,000
消費税	¥0
源泉所得税	¥1,429
合計	¥12,571

備考	消費税はいただいておりません。 誠に勝手ながら、振込み手数料はご負担願います。

9/28

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
（以下「甲」という）と
受託社 あらかわ社会保険労務士事務所（以下「乙」という）とは、
甲の事業における社会保険労務士法第２条第１項１号、１号の２、１号の３、２号、３号の業務について下記のとおり契約します。

契約事項	契約の種類	労働保険事務委託契約＋給与計算業務委託契約＋相談顧問契約
	業務の範囲	(1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類・帳簿類の作成提出代行、相談、管理 (2) 労務管理に関する相談、助言、情報の提供 (3) 給与計算代行・賞与計算代行 (4) 住民税関連書類の作成・提出代行 (5) 年次有給休暇管理 (6) 年末調整手続代行 (7) 源泉徴収票・法定調書作成、給与支払報告書作成・提出代行 (8) 給与試算、賃金制度設計相談、給与改定相談など (9) 詳しくは別途「契約業務内訳書」によります。
	期　　間	令和２年９月１日～令和３年８月31日
	報酬額及び支払方法	銀行振込。この契約に基づく報酬額、報酬細目、及び振込先は「契約業務内訳書」によります。
	その他の事　　項	甲から乙への連絡は、原則として代表者様または事務担当者様より行うものとし、貴事務所から連絡のない他者からの問い合せは受け付けません。 行政機関や他者からの問い合せについては、代表者様または事務担当者様の確認が取れてから対応します。

第6章　その他

（協議解決）

第17条　この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによるほか、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

（その他）

第18条　本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

令和　2年　8月　18日

（甲）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目7番8号
事業所名　埼玉県議会議員　あさのめ事務所
代表者　代表　埼玉県議会議員　浅野目　義英

（乙）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番8号
ノースピアR105
事務所名　あらかわ社会保険労務士事務所
社会保険労務士　荒川　洋一

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	18

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2 年10月10日	支出額	194,630 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	県政調査事務所 9月分給与		

領収書等貼付欄

龍志会　浅野目義英

口座名 浅野目 義英　　支払先名 [redacted]

ただし 県政調査事務所 9月分 給与 として

[redacted]

02-10-10 .送金　　*194,630 [redacted]

[redacted]

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異ります。詳細は窓口にご照会ください。

※　領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

支給明細書

000002 [redacted] 様

令和02年　09月分 給与

支給日 令和02年10月09日
締日 令和02年09月30日

受領印

埼玉県議会議員　あさのめ事務所

勤怠内訳	
出勤日数	21.00

支給項目	
基本給	180,000
固定残業手当	20,000
合計	200,000

控除項目	
雇用保険	600
所得税	4,770
合計	5,370

その他	
社会保険合計	600
課税対象額	199,400
非課税合計	
課税支給累計	523,290
社会保険累計	600
所得税累計	8,060

振込支給額	0
現金支給額	194,630
差引支給額	194,630

2020 年 9 月分出勤簿

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	[redacted]
1	火	10:00	18:00	1:00	7:00	[redacted]	[redacted]
2	水	10:00	17:00	1:00	6:00	[redacted]	[redacted]
3	木	10:00	16:00	1:00	5:00	[redacted]	[redacted]
4	金	10:00	16:00	1:00	5:00	[redacted]	[redacted]
5	土						
6	日						
7	月	10:00	16:00	1:00	5:00	[redacted]	[redacted]
8	火	10:00	16:00	1:00	5:00	[redacted]	[redacted]
9	水						
10	木	10:00	16:00	1:00	5:00	[redacted]	[redacted]
11	金	10:00	16:00	1:00	5:00	[redacted]	[redacted]
12	土						
13	日						
14	月	10:00	16:00	1:00	5:00	[redacted]	[redacted]
15	火	10:00	16:00	1:00	5:00	[redacted]	[redacted]
16	水	15:00	19:00		4:00	[redacted]	[redacted]
17	木	10:00	16:00	1:00	5:00	[redacted]	[redacted]
18	金	10:00	17:00	1:00	6:00	[redacted]	[redacted]
19	土						
20	日	12:00	18:00		6:00	[redacted]	[redacted]
21	月						
22	火	12:00	17:00		5:00	[redacted]	[redacted]
23	水	10:00	17:00	1:00	6:00	[redacted]	[redacted]
24	木	8:30	16:30	1:00	7:00	[redacted]	[redacted]
25	金	10:00	16:00	1:00	5:00	[redacted]	[redacted]
26	土						
27	日	12:00	17:00		5:00	[redacted]	[redacted]
28	月	10:00	18:30	1:00	7:30	[redacted]	[redacted]
29	火	10:00	18:30	1:00	7:30	[redacted]	[redacted]
30	水						
合計					117:00	出勤日数	21日

労働条件通知書兼雇用契約書（期間雇用者）

正

ﾌﾘｶﾞﾅ	[redacted]	性別	生年月日	[redacted]日
氏　名	[redacted]	[redacted]		
現住所	〒[redacted]			
雇用期間	令和　2年　9月　1日より 令和　3年　3月 31日まで	就業場所		埼玉県議会議員 あさのめ事務所 さいたま市浦和区針ヶ谷 2-7-8
従事業種	議員秘書業務。スケジュール管理、電話・来客接遇、議会報告作成、資料収集、文書作成、代理出席、会場設営など議員のサポート及びその付随業務全般	基 本 給		180,000　円
		固定残業手当		20,000　円
		手当		円
		インセンティブ		有
就業時間	午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分 （休憩　12 時 00 分より 13 時 00） 業務上の都合・シフトによる変動あり	時間外労働有無		有
		休日労働有無		有
		昇給・考課		無
休　日 休　暇	土曜、日曜、祝日、年末年始休暇、その他事務所指定休日 ※事前に勤務表に定める	賞　　与		無
		退 職 金		無
		賃金締切日		末日締切
休　暇	法定通り（原則 6 か月経過後 10 日） ※勤続年数は入職時から通算する	賃金支払日		末払
		賃金支払方法		銀行振込
定　年	60 歳（65 歳迄の継続雇用制度有り）	転換制度		有
自己都合退職	退職する 1 か月以上前に、文書により届けること	相談窓口		雇用管理改善等相談窓口 荒川 洋一（048-637-5178）
変形労働時間制	1 か月単位の変形労働時間制を採用	一定能力条件		無
割増賃金率	所定時間外、法定超（ 125 ）％ ・ 所定超（ 100 ）％ ・ 休日 法定休日（ 135 ）％ 法定外休日（ 125 ）％ ・ 深夜（ 25 ）％			
賃金の決定方法	事務所の収支、社会経済情勢、年齢、経験、技術や技能・能力、勤続年数及び、業務量、職務の責任性、専門性、職務の範囲、勤務態度、貢献度等を総合的に勘案して決定する。			
固定残業手当の計算	固定残業手当は月 16.25 時間分の時間外手当（深夜手当、休日出勤手当が生じる場合も充当する）とし、これを超える時間外労働については、別途超過分の時間外手当を支払う。 計算方法 180,000 円÷165 時間（月平均所定時間）×1.00×8 時間 +180,000 円÷165 時間（月平均所定時間）×1.25×8.25 時間≒19,978 円＜20,000 円			
賃金控除項目	雇用保険料、源泉所得税、その他労使協定で定めるもの			
更新の有無	更新する場合があり得る。 契約の更新は、選挙結果、約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、適正、人物、技能、業務遂行能力、心身の健康状態、体力、事務所の収支、従事している業務の進捗状況等を総合的に勘案して判断します。			
福利厚生	休憩室、給湯室、更衣室等、事務所内福利厚生施設の利用可。			
教育訓練	必要に応じて、研修、実習、勉強会等の教育訓練を実施することがある。			
注意事項	1. 事務所は業務上の都合により、職員の意見を聴いたうえで、職種、勤務時間、勤務場所の変更を命ずることがあります。 2. 本契約は、法改正・就業規則改定により、職員と協議のうえ、変更される場合があります。 3. インセンティブとは繁忙期や一定の時季に行われる特殊業務に対する報奨金のことで、毎月必ず支給されるものではありません。 4. 故意または重大な過失により事務所に損害を与えた場合、無断欠勤又は講演会、支援者、住民とのトラブルにより事務所が損害を被った時は損害賠償を請求する場合があります。 5. 事務所内外を問わず、在職中又は退職後においても業務上知り得た情報、支援者データ等の事務所及び個人情報を開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー、メール送信等、事務所外に持ち出さないこと。特にプライバシー保護には細心の注意を払うこと。 6. 金銭、会計、経理、契約、勤怠等にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、リベート等、事務所の管理上ふさわしくない行為を行った場合は厳正に処分します 7. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、その他ハラスメント行為に該当するか該当すると疑われるような行為を行なわないこと。 8. 就業中であるか否かにかかわらず、事務所所有の機器を使用して私用の目的でＰＣ、メールなどの通信は禁止します。 9. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。			

	10. 休職規定に関しては適用外とします。
解　雇	次の各号の一に該当する場合は解雇します。 ① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、他の軽易な職務に転換させることができないとき。 ② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。 ③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。 ④協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。 ⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。 ⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき ⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき ⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき ⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき ⑩ 事務所の職員として著しく不適格と認められるとき ⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき ⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適格のとき ⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき ⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき ⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき
服務抜粋	1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。 2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。 3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかなければならない。 4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないよう、言葉遣いや行動に気を配ること。 5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、ＩＤ、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。

上記以外の労働条件等については当事務所就業規則によります。　　令和　2年 8月 2日

使用者職氏名　埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表　浅野目　義英

労働者住所 [redacted]
氏名 [redacted]

整理番号	34

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2 年10月28 日	支出額	12,571 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労士顧問報酬（10月分）		

領収書等貼付欄

龍志会　浅野目義英

「ただし 社労士顧問報酬として」

口座名 浅野目 義英

支払先名 あらかわ社会保険労務士事務所

普通預金（兼お借入明細）　2

年－月－日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高（「－」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。）(円)
1 02-10-28	．送金	*12,571	IB アラカワシヤカイホ	[redacted]
2	[redacted]			
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

※　領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請　求　書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所 御中

請求No.　51

発行日　2020年10月2日

件名： 令和２年10月分ご請求

下記の通り、ご請求申し上げます。

あらかわ社会保険労務士事務所
〒330-0074
埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-3-8
ノースピアR105
特定社会保険労務士　荒川　洋一
TEL： 048-637-5178
FAX： 048-637-1350
携帯： 070-4805-3882
E-Mail： aramu.sharou@jcom.zaq.ne.jp

合計金額　¥12,571　（税込）

お支払期限：　**令和２年10月30日（金）**

No.	摘要	数量	単価	金額
	顧問報酬	1　ヶ月	14,000	¥14,000

お振込先
埼玉りそな銀行　北浦和支店
普通
4426221
アラカワシャカイホケンロウムシジムショ アラカワ ヨウイチ

小計	¥14,000
消費税	¥0
源泉所得税	¥1,429
合計	**¥12,571**

備考	消費税はいただいておりません。 誠に勝手ながら、振込み手数料はご負担願います。

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
（以下「甲」という）と
受託社 あらかわ社会保険労務士事務所（以下「乙」という）とは、
甲の事業における社会保険労務士法第２条第１項１号、１号の２、１号の３、２号、３号の業務について下記のとおり契約します。

契約事項	契約の種類	労働保険事務委託契約＋給与計算業務委託契約＋相談顧問契約
	業務の範囲	(1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類・帳簿類の作成提出代行、相談、管理 (2) 労務管理に関する相談、助言、情報の提供 (3) 給与計算代行・賞与計算代行 (4) 住民税関連書類の作成・提出代行 (5) 年次有給休暇管理 (6) 年末調整手続代行 (7) 源泉徴収票・法定調書作成、給与支払報告書作成・提出代行 (8) 給与試算、賃金制度設計相談、給与改定相談など (9) 詳しくは別途「契約業務内訳書」によります。
	期　　間	令和２年９月１日～令和３年８月31日
	報酬額及び支払方法	銀行振込。この契約に基づく報酬額、報酬細目、及び振込先は「契約業務内訳書」によります。
	その他の事　　項	甲から乙への連絡は、原則として代表者様または事務担当者様より行うものとし、貴事務所から連絡のない他者からの問い合せは受け付けません。 行政機関や他者からの問い合せについては、代表者様または事務担当者様の確認が取れてから対応します。

第6章　その他

（協議解決）

第17条　この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによるほか、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

（その他）

第18条　本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

令和　2年　8月　18日

（甲）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目7番8号
事業所名　埼玉県議会議員　あさのめ事務所
代表者　代表　埼玉県議会議員　浅野目　義英

（乙）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番8号
ノースピアR105
事務所名　あらかわ社会保険労務士事務所
社会保険労務士　荒川　洋一

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	11

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2年11月4日	支出額	4,770 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動事務所 9月分給与の源泉所得税		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

「給料等支払年月日 10月10日（誤記）」

国税徴収法第76条第1項第1号の規定による差押えをした金銭　所得税徴収高計算書（写）　(給) 領収証書

32309　令和 02 年度　税務署名 浦和 税務署　税務署番号 0003301 8　税務署使用欄 110　整理番号 [redacted]

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
俸給・給料等	02 10 09	1	200000	4770
賞与（役員賞与を除く。）				
日雇労務者の賃金		（延）		
退職手当等				
税理士等の報酬	[redacted]			
役員賞与				
同上の支払確定年月日				

納期等の区分：令和 02 年 10 月　支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領：合　日付欄

内証券

年末調整による不足税額	
年末調整による超過税額	▲
本税	6199
延滞税	
合計額	¥6199

国庫金

納税者 住所（所在地）330-0063 さいたま市浦和区大東2丁目18-8-302（電話番号 048-[illegible]-[illegible]）
さいたま市浦和区[illegible]
氏名（名称）浅野目 義英　様(殿)

摘要

◎日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）出納済 チラー・7 2.11.-4. 北越・北浦和

左記の合計額を領収しました

02101 110 [redacted]

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	12

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2年11月4日	支出額	1,429 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労士顧問報酬10月分の源泉所得税		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

「報酬支払年月日 10月28日（誤記）」

税収納金整理資金　32309　令和 02 年度

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）　㊟ 領収証書

税務署名：浦和　税務署番号：00033018　税務署使用欄：110　整理番号：[redacted]

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
給料等	[redacted]			
役員賞与を除く。				
日雇賃金				
退職手当等				
税理士等の報酬	021030	1	14000	1429
役員賞与				
同上の支払確定年月日				

年末調整による不足税額

年末調整による超過税額

本税　6199

延滞税

合計額　¥6199

納期等の区分　令和 02 年 10 月　支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　日使用額

内証券

国庫金

徴収義務者　住所（所在地）　330-0043 ○○○（電話番号 ○○○-○○○-○○○）
さいたま市浦和区大東2丁目
18-3-302
さいたま市浦和区[illegible]2-7-2
氏名（名称）　浅野目　義英　様（御中）

摘要

◎日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）　出納済　テラー・7　2.11.-4.　北越・北浦和

左記の合計額を領収しました。

02101 110 [redacted]

整理番号	20

政務活動費　支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 (6)人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2 年 11 月 10 日
支出額	213,860 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　　）
使途	県政調査事務所 10月分 給与
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　磯野目 義英

支給明細書

000002 [redacted] 様

令和02年 10月分 給与

支給日 令和02年11月10日
締日 令和02年10月31日

埼玉県議会議員 あさのめ事務所

受領印

勤怠内訳	
出勤日数	26.00
総労働時間	180.50
所定内労働時	165.00
法定内残業時	12.00
法定外残業時	3.50

支給項目	
基本給	180,000
インセンティ	20,000
固定残業手当	20,000
合計	220,000

控除項目	
雇用保険	660
所得税	5,480
合計	6,140

その他	
社会保険合計	660
課税対象額	219,340
非課税合計	
課税支給累計	743,290
社会保険累計	1,260
所得税累計	13,540

振込支給額	0
現金支給額	213,860
差引支給額	213,860

2020 年 10 月分出勤簿

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	法曜日 印
1	木	8:30	17:00	1:00	7:30	[redacted]	[redacted]
2	金	8:30	17:00	1:00	7:30	[redacted]	[redacted]
3	土	10:00	17:00	1:00	6:00	[redacted]	[redacted]
4	日						[redacted]
5	月	10:00	17:30	1:00	6:30	[redacted]	[redacted]
6	火	8:30	17:00	1:00	7:30	[redacted]	[redacted]
7	水						[redacted]
8	木	10:00	16:00	1:00	5:00	[redacted]	[redacted]
9	金	8:30	16:00	1:00	6:30	[redacted]	[redacted]
10	土	12:00	17:00		5:00	[redacted]	[redacted]
11	日						[redacted]
12	月	8:30	16:00	1:00	6:30	[redacted]	[redacted]
13	火	10:00	19:30	1:00	8:30	[redacted]	[redacted]
14	水	10:00	15:30		5:30	[redacted]	[redacted]
15	木	10:00	17:00	1:00	6:00	[redacted]	[redacted]
16	金	10:00	18:30	1:00	7:30	[redacted]	[redacted]
17	土	10:00	17:00	1:00	6:00	[redacted]	[redacted]
18	日						[redacted]
19	月	9:00	18:00	1:00	8:00	[redacted]	[redacted]
20	火	10:00	18:30	1:00	7:30	[redacted]	[redacted]
21	水	10:00	18:30	1:00	7:30	[redacted]	[redacted]
22	木	10:00	18:30	1:00	7:30	[redacted]	[redacted]
23	金	9:00	20:00	1:00	10:00	[redacted]	[redacted]
24	土	10:00	18:00	1:00	7:00	[redacted]	[redacted]
25	日	9:00	14:00		5:00	[redacted]	[redacted]
26	月	10:00	18:30	1:00	7:30	[redacted]	[redacted]
27	火	9:00	19:00	1:00	9:00	[redacted]	[redacted]
28	水	8:00	13:00		5:00	[redacted]	[redacted]
29	木	9:00	19:00	1:00	9:00	[redacted]	[redacted]
30	金	10:00	17:00	1:00	6:00	[redacted]	[redacted]
31	土						[redacted]
合計				36	180:30	出勤日数	28日

労働条件通知書兼雇用契約書（期間雇用者）

正

ﾌﾘｶﾞﾅ	[redacted]	性別	生年月日	[redacted]
氏　名	[redacted]	[redacted]		
現住所	〒[redacted]			
雇用期間	令和　2年　9月　1日より 令和　3年　3月 31日まで	就業場所		埼玉県議会議員 あさのめ事務所 さいたま市浦和区針ヶ谷 2-7-8
従事業種	議員秘書業務。スケジュール管理、電話・来客接遇、議会報告作成、資料収集、文書作成、代理出席、会場設営など議員のサポート及びその付随業務全般	基 本 給		180,000　円
		固定残業手当		20,000　円
		手当		円
		インセンティブ		有
就業時間	午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分 （休憩　12 時 00 分より 13 時 00） 業務上の都合・シフトによる変動あり	時間外労働有無		有
		休日労働有無		有
		昇給・考課		無
休　日 休　暇	土曜、日曜、祝日、年末年始休暇、その他事務所指定休日 ※事前に勤務表に定める	賞　　与		無
		退 職 金		無
		賃金締切日		末日締切
休　暇	法定通り（原則 6 か月経過後 10 日） ※勤続年数は入職時から通算する	賃金支払日		末払
		賃金支払方法		銀行振込
定　年	60 歳（65 歳迄の継続雇用制度有り）	転換制度		有
自己都合退職	退職する 1 か月以上前に、文書により届けること	相談窓口		雇用管理改善等相談窓口 荒川 洋一（048-637-5178）
変形労働時間制	1 か月単位の変形労働時間制を採用	一定能力条件		無
割増賃金率	所定時間外、法定超（ 125 ）％ ・ 所定超（ 100 ）％ ・ 休日 法定休日（ 135 ）％ 法定外休日（ 125 ）％ ・ 深夜（ 25 ）％			
賃金の決定方法	事務所の収支、社会経済情勢、年齢、経験、技術や技能・能力、勤続年数及び、業務量、職務の責任性、専門性、職務の範囲、勤務態度、貢献度等を総合的に勘案して決定する。			
固定残業手当の計算	固定残業手当は月 16.25 時間分の時間外手当（深夜手当、休日出勤手当が生じる場合も充当する）とし、これを超える時間外労働については、別途超過分の時間外手当を支払う。 計算方法 180,000 円÷165 時間（月平均所定時間）×1.00×8 時間 +180,000 円÷165 時間（月平均所定時間）×1.25×8.25 時間≒19,978 円＜20,000 円			
賃金控除項目	雇用保険料、源泉所得税、その他労使協定で定めるもの			
更新の有無	更新する場合があり得る。 契約の更新は、選挙結果、約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、適正、人物、技能、業務遂行能力、心身の健康状態、体力、事務所の収支、従事している業務の進捗状況等を総合的に勘案して判断します。			
福利厚生	休憩室、給湯室、更衣室等、事務所内福利厚生施設の利用可。			
教育訓練	必要に応じて、研修、実習、勉強会等の教育訓練を実施することがある。			
注意事項	1. 事務所は業務上の都合により、職員の意見を聴いたうえで、職種、勤務時間、勤務場所の変更を命ずることがあります。 2. 本契約は、法改正・就業規則改定により、職員と協議のうえ、変更される場合があります。 3. インセンティブとは繁忙期や一定の時季に行われる特殊業務に対する報奨金のことで、毎月必ず支給されるものではありません。 4. 故意または重大な過失により事務所に損害を与えた場合、無断欠勤又は講演会、支援者、住民とのトラブルにより事務所が損害を被った時は損害賠償を請求する場合があります。 5. 事務所内外を問わず、在職中又は退職後においても業務上知り得た情報、支援者データ等の事務所及び個人情報を開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー、メール送信等、事務所外に持ち出さないこと。特にプライバシー保護には細心の注意を払うこと。 6. 金銭、会計、経理、契約、勤怠等にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、リベート等、事務所の管理上ふさわしくない行為を行った場合は厳正に処分します 7. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、その他ハラスメント行為に該当するか該当すると疑われるような行為を行なわないこと。 8. 就業中であるか否かにかかわらず、事務所所有の機器を使用して私用の目的でＰＣ、メールなどの通信は禁止します。 9. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。			

	10. 休職規定に関しては適用外とします。
解　雇	次の各号の一に該当する場合は解雇します。 ① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、他の軽易な職務に転換させることができないとき。 ② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。 ③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。 ④協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。 ⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。 ⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき ⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき ⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき ⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき ⑩ 事務所の職員として著しく不適格と認められるとき ⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき ⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適格のとき ⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき ⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき ⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき
服務抜粋	1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。 2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。 3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかなければならない。 4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないよう、言葉遣いや行動に気を配ること。 5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、ＩＤ、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。

上記以外の労働条件等については当事務所就業規則によります。　　令和　2年 2月 21 日

使用者職氏名　埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表　浅野目　義英

労働者住所 [redacted]
氏名 [redacted]

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	45

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2 年11月27日	支出額	12,571 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労士顧問報酬（11月分）		

領収書等貼付欄　「ただし 労務士顧問報酬として」　龍志会　浅野目義英

支払先　あらかわ社会保険労務士事務所　口座名　浅野目　義英

普通預金（兼お借入明細）　2

年 月 日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高（「－」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。）(円)
[redacted]				
02-11-27	送金	*12,571	IB アラカワシャカイホ	[redacted]

※　領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請　求　書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所 御中

請求No.　58

発行日　2020年11月3日

件名： 令和２年11月分ご請求

下記の通り、ご請求申し上げます。

あらかわ社会保険労務士事務所
〒330-0074
埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-3-8
ノースピアR105
特定社会保険労務士　荒川　洋一
TEL： 048-637-5178
FAX： 048-637-1350
携帯： 070-4805-3882
E-Mail： aramu.sharou@jcom.zaq.ne.jp

合計金額　¥12,571　（税込）

お支払期限：　**令和２年11月30日（月）**

No.	摘要	数量	単価	金額
	顧問報酬	1　ヶ月	14,000	¥14,000

お振込先
埼玉りそな銀行　北浦和支店
普通
4426221
アラカワシャカイホケンロウムシジムショ アラカワ ヨウイチ

小計	¥14,000
消費税	¥0
源泉所得税	¥1,429
合計	**¥12,571**

備考	消費税はいただいておりません。 誠に勝手ながら、振込み手数料はご負担願います。

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
（以下「甲」という）と
受託社 あらかわ社会保険労務士事務所（以下「乙」という）とは、
甲の事業における社会保険労務士法第２条第１項１号、１号の２、１号の３、２号、３号の業務について下記のとおり契約します。

契約事項	契約の種類	労働保険事務委託契約＋給与計算業務委託契約＋相談顧問契約
	業務の範囲	(1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類・帳簿類の作成提出代行、相談、管理 (2) 労務管理に関する相談、助言、情報の提供 (3) 給与計算代行・賞与計算代行 (4) 住民税関連書類の作成・提出代行 (5) 年次有給休暇管理 (6) 年末調整手続代行 (7) 源泉徴収票・法定調書作成、給与支払報告書作成・提出代行 (8) 給与試算、賃金制度設計相談、給与改定相談など (9) 詳しくは別途「契約業務内訳書」によります。
	期　　間	令和２年９月１日～令和３年８月 31 日
	報酬額及び支払方法	銀行振込。この契約に基づく報酬額、報酬細目、及び振込先は「契約業務内訳書」によります。
	その他の事　　項	甲から乙への連絡は、原則として代表者様または事務担当者様より行うものとし、貴事務所から連絡のない他者からの問い合せは受け付けません。 行政機関や他者からの問い合せについては、代表者様または事務担当者様の確認が取れてから対応します。

第6章　その他

（協議解決）

第17条　この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによるほか、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

（その他）

第18条　本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

令和　2年　8月　18日

（甲）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目7番8号
事業所名　埼玉県議会議員　あさのめ事務所
代表者　代表　埼玉県議会議員　浅野目　義英

（乙）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番8号
ノースピアR105
事務所名　あらかわ社会保険労務士事務所
社会保険労務士　荒川　洋一

整理番号	10

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2年12月3日	支出額	1,429 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労士顧問報酬 11月分の源泉所得税		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

「報酬支払年月日 11月27日（誤記）」

国税収納金整理資金　32309　令和 02 年度

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）　㊞ 領収証書

税務署名：浦和　税務署番号：0003301 8　税務署使用欄：110　整理番号：[redacted]

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
給与・退職等	[redacted]			
給与（役員賞与を除く）				
日雇労務者の賃金				
退職手当等				
税理士等の報酬	02 11 30	1	1400	1429
役員賞与				
同上の支払確定年月日				

納期等の区分：令和 02 年 11 月　支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　日　月　日

内区　号

年末調整による不足税額	
年末調整による超過税額	△
本税	1429
延滞税	
合計額	¥1429

国庫金

住所（所在地）：330-0043　（電話番号　－　－　）
さいたま市浦和区大東2丁目18－3－302

氏名（名称）：浅野目　義英　殿（様）

摘要

◎日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）　出納済　テラー　2 12 3　北越・北浦和

左記の合計額を領収しました

02101 110 [redacted]

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	11

政務活動費　領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2年12月3日	支出額	5,480 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動事務所10月分給与の源泉所得税		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

税収納金整理資金　32309　令和 02　給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）　㊟ 領収証書

税務署名 浦和　税務署番号 00033018　税務署使用欄 110　整理番号 [redacted]

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
給・給料等	02 11 10	1	220000	5480
等（役員賞与を除く。）				
雇労務者の金				
職手当等				
理士等の酬	[redacted]			
員賞与				
同上の支払確定年月日				

納期等の区分　令和 02 11　支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　全部　一部　日付印　○

年末調整による不足税額	
年末調整による超過税額	△
本税	6909
延滞税	
合計額	¥6909

国庫金

住所（所在地）330-0043（電話番号　－　－　）
さいたま市浦和区大東2丁目
18－3－302

氏名（名称）浅野目　義英　様（御中）

摘要

◎日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）　出納済　テラー・7　2 12 3　北越・北浦和

左記の合計額を領収しました。

02101 110 [redacted]

別記様式第2号（第6関係）

整理番号	17

政務活動費　支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2 年 12 月 10 日
支出額	203,815 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　　）
使途	県政調査事務所 11月分給与
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　浅野目 義英

支給明細書

令和02 年　11 月分 給与

支給日 令和02年12月10日
締日 令和02年11月30日

受領印

000002 [redacted] 様

埼玉県議会議員　あさのめ事務所

勤怠内訳		支給項目		控除項目		その他	
出勤日数	23.00	基本給	180,000	雇用保険	628	社会保険合計	628
休日出勤日数	1.00	固定残業手当	20,000	所得税	5,050	課税対象額	208,865
総労働時間	186.00	超過残業手当	9,493			非課税合計	
所定内労働時	165.00					課税支給累計	952,783
法定内残業時	6.00					社会保険累計	1,888
法定外残業時	4.50					所得税累計	18,590
深夜労働時間	2.50						
休日労働時間	7.50						
休日残業時間	3.00						
		合計	209,493	合計	5,678		

振込支給額	0
現金支給額	203,815
差引支給額	203,815

2020 年 11 月分出勤簿

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	浅野
1	日	9:30	14:00		4:30		
2	月	9:30	18:00	1:00	7:30		
3	火						
4	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
5	木	10:00	18:00	1:00	7:00		
6	金	10:00	18:00	1:00	7:00		
7	土						
8	日						
9	月	10:00	18:00	1:00	7:00		
10	火	9:30	19:30	1:00	9:00		
11	水	10:00	19:30	1:00	8:30		
12	木	10:00	19:30	1:00	8:30		
13	金	9:30	20:00	1:00	9:30		
14	土	9:30	20:00	1:00	9:30		
15	日	10:30	17:00	1:00	5:30		
16	月	9:30	17:00	1:00	6:30		
17	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
18	水	10:00	18:00	1:00	7:00		
19	木	10:00	19:00	1:00	8:00		
20	金	9:30	20:00	1:00	9:30		
21	土	9:30	21:00	1:00	10:30		
22	日	10:00	0:30	1:00	13:30		
23	月	13:00	16:00		3:00		
24	火	9:30	17:00	1:00	6:30		
25	水						
26	木	9:30	17:00	1:00	6:30		
27	金	9:30	17:00	1:00	6:30		
28	土						
29	日						
30	月	8:30	19:30	1:00	10:00		
合計					186:00	出勤日数	24日

労働条件通知書兼雇用契約書（期間雇用者）

正

ﾌﾘｶﾞﾅ	[redacted]		性別	生年月日	[redacted]
氏　名	[redacted]		[redacted]		
現住所	〒[redacted]				
雇用期間	令和　2年　9月　1日より 令和　3年　3月 31日まで		就業場所	埼玉県議会議員 あさのめ事務所 さいたま市浦和区針ヶ谷 2-7-8	
従事業種	議員秘書業務。スケジュール管理、電話・来客接遇、議会報告作成、資料収集、文書作成、代理出席、会場設営など議員のサポート及びその付随業務全般		基 本 給	180,000　円	
			固定残業手当	20,000　円	
			手当	円	
			インセンティブ	有	
就業時間	午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分 （休憩　12 時 00 分より 13 時 00） 業務上の都合・シフトによる変動あり		時間外労働有無	有	
			休日労働有無	有	
			昇給・考課	無	
休　日 休　暇	土曜、日曜、祝日、年末年始休暇、 その他事務所指定休日 ※事前に勤務表に定める		賞　　与	無	
			退 職 金	無	
			賃金締切日	末日締切	
休　暇	法定通り（原則 6 か月経過後 10 日） ※勤続年数は入職時から通算する		賃金支払日	末払	
			賃金支払方法	銀行振込	
定　年	60 歳（65 歳迄の継続雇用制度有り）		転換制度	有	
自己都合退職	退職する 1 か月以上前に、文書により届けること		相談窓口	雇用管理改善等相談窓口 荒川 洋一（048-637-5178）	
変形労働時間制	1 か月単位の変形労働時間制を採用		一定能力条件	無	
割増賃金率	所定時間外、法定超（ 125 ）% ・ 所定超（ 100 ）% ・ 休日 法定休日（ 135 ）% 法定外休日（ 125 ）% ・ 深夜（ 25 ）%				
賃金の決定方法	事務所の収支、社会経済情勢、年齢、経験、技術や技能・能力、勤続年数及び、業務量、職務の責任性、専門性、職務の範囲、勤務態度、貢献度等を総合的に勘案して決定する。				
固定残業手当の計算	固定残業手当は月 16.25 時間分の時間外手当（深夜手当、休日出勤手当が生じる場合も充当する）とし、これを超える時間外労働については、別途超過分の時間外手当を支払う。 計算方法 180,000 円÷165 時間（月平均所定時間）×1.00×8 時間 +180,000 円÷165 時間（月平均所定時間）×1.25×8.25 時間≒19,978 円＜20,000 円				
賃金控除項目	雇用保険料、源泉所得税、その他労使協定で定めるもの				
更新の有無	更新する場合があり得る。 契約の更新は、選挙結果、約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、適正、人物、技能、業務遂行能力、心身の健康状態、体力、事務所の収支、従事している業務の進捗状況等を総合的に勘案して判断します。				
福利厚生	休憩室、給湯室、更衣室等、事務所内福利厚生施設の利用可。				
教育訓練	必要に応じて、研修、実習、勉強会等の教育訓練を実施することがある。				
注意事項	1. 事務所は業務上の都合により、職員の意見を聴いたうえで、職種、勤務時間、勤務場所の変更を命ずることがあります。 2. 本契約は、法改正・就業規則改定により、職員と協議のうえ、変更される場合があります。 3. インセンティブとは繁忙期や一定の時季に行われる特殊業務に対する報奨金のことで、毎月必ず支給されるものではありません。 4. 故意または重大な過失により事務所に損害を与えた場合、無断欠勤又は講演会、支援者、住民とのトラブルにより事務所が損害を被った時は損害賠償を請求する場合があります。 5. 事務所内外を問わず、在職中又は退職後においても業務上知り得た情報、支援者データ等の事務所及び個人情報を開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー、メール送信等、事務所外に持ち出さないこと。特にプライバシー保護には細心の注意を払うこと。 6. 金銭、会計、経理、契約、勤怠等にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、リベート等、事務所の管理上ふさわしくない行為を行った場合は厳正に処分します 7. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、その他ハラスメント行為に該当するか該当すると疑われるような行為を行なわないこと。 8. 就業中であるか否かにかかわらず、事務所所有の機器を使用して私用の目的でＰＣ、メールなどの通信は禁止します。 9. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。				

	10. 休職規定に関しては適用外とします。
解　雇	次の各号の一に該当する場合は解雇します。 ① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、他の軽易な職務に転換させることができないとき。 ② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。 ③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。 ④協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。 ⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。 ⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき ⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき ⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき ⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき ⑩ 事務所の職員として著しく不適格と認められるとき ⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき ⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適格のとき ⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき ⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき ⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき
服務抜粋	1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。 2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。 3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかなければならない。 4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないよう、言葉遣いや行動に気を配ること。 5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、ＩＤ、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。

上記以外の労働条件等については当事務所就業規則によります。　　令和　2年7月2日

使用者職氏名　埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表　浅野目　義英

労働者住所 [redacted]
氏名 [redacted]

整理番号	38

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2 年12月23日	支出額	12,571 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労士顧問報酬（12月分）		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

「ただし 社労士顧問報酬として」
支払先名　あらかわ社会保険労務士事務所　口座名　浅野目義英

[redacted]

02-12-23	送金	*12,571	IB アラカワシャカイホ	[redacted]

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異ります。詳細は窓口にご照会ください。

※　領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請　求　書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所 御中

請求No.　64

発行日　2020年12月2日

件名： 令和２年12月分ご請求

下記の通り、ご請求申し上げます。

あらかわ社会保険労務士事務所
〒330-0074
埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-3-8
ノースピアR105
特定社会保険労務士　荒川　洋一
TEL： 048-637-5178
FAX： 048-637-1350
携帯： 070-4805-3882
E-Mail： aramu.sharou@jcom.zaq.ne.jp

合計金額　¥12,571　（税込）

お支払期限： **令和２年12月30日（水）**

No.	摘要	数量	単価	金額
	顧問報酬	1　ヶ月	14,000	¥14,000

小計	¥14,000
消費税	¥0
源泉所得税	¥1,429
合計	**¥12,571**

お振込先
埼玉りそな銀行　北浦和支店
普通
4426221
アラカワシャカイホケンロウムシジムショ アラカワ ヨウイチ

備考	消費税はいただいておりません。 誠に勝手ながら、振込み手数料はご負担願います。

12/23

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
（以下「甲」という）と
受託社 あらかわ社会保険労務士事務所（以下「乙」という）とは、
甲の事業における社会保険労務士法第２条第１項１号、１号の２、１号の３、２号、３号の業務について下記のとおり契約します。

契約事項	契約の種類	労働保険事務委託契約＋給与計算業務委託契約＋相談顧問契約
	業務の範囲	(1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類・帳簿類の作成提出代行、相談、管理 (2) 労務管理に関する相談、助言、情報の提供 (3) 給与計算代行・賞与計算代行 (4) 住民税関連書類の作成・提出代行 (5) 年次有給休暇管理 (6) 年末調整手続代行 (7) 源泉徴収票・法定調書作成、給与支払報告書作成・提出代行 (8) 給与試算、賃金制度設計相談、給与改定相談など (9) 詳しくは別途「契約業務内訳書」によります。
	期　　間	令和２年９月１日～令和３年８月31日
	報酬額及び支払方法	銀行振込。この契約に基づく報酬額、報酬細目、及び振込先は「契約業務内訳書」によります。
	その他の事　　項	甲から乙への連絡は、原則として代表者様または事務担当者様より行うものとし、貴事務所から連絡のない他者からの問い合せは受け付けません。 行政機関や他者からの問い合せについては、代表者様または事務担当者様の確認が取れてから対応します。

第6章　その他

（協議解決）

第17条　この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによるほか、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

（その他）

第18条　本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

令和　2年　8月　18日

（甲）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目7番8号
事業所名　埼玉県議会議員　あさのめ事務所
代表者　代表　埼玉県議会議員　浅野目　義英　[redacted]

（乙）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番8号
ノースピア R105
事務所名　あらかわ社会保険労務士事務所
社会保険労務士　荒川　洋一　[redacted]

整理番号	48

政務活動費　支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2 年 12月 30 日
支出額	194,630 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　　）
使途	県政調査事務所12月分給与
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　浅野目 義英

支給明細書

000002 [redacted] 様

令和02年　12月分 給与

支給日 令和02年12月30日
締日 令和02年12月31日

埼玉県議会議員　あさのめ事務所

受領印

勤怠内訳	
出勤日数	21.00
総労働時間	150.50
所定内労働時	150.50

支給項目	
基本給	180,000
固定残業手当	20,000
合計	200,000

控除項目	
雇用保険	600
所得税	4,770
合計	5,370

その他	
社会保険合計	600
課税対象額	199,400
非課税合計	
課税支給累計	200,000
社会保険累計	600
所得税累計	4,770

振込支給額	0
現金支給額	194,630
差引支給額	194,630

2020 年 12 月分出勤簿

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	[redacted]
1	火	9:30	17:00	1:00	6:30	[redacted]	[redacted]
2	水	9:30	18:00	1:00	7:30	[redacted]	[redacted]
3	木						
4	金	10:00	17:00	1:00	6:00	[redacted]	[redacted]
5	土	9:30	14:00		4:30	[redacted]	[redacted]
6	日						
7	月	8:15	18:30	1:00	9:15	[redacted]	[redacted]
8	火	8:15	17:00	1:00	7:45	[redacted]	[redacted]
9	水						
10	木	8:15	18:30	1:00	9:15	[redacted]	[redacted]
11	金	9:00	17:00	1:00	7:00	[redacted]	[redacted]
12	土	10:00	15:00		5:00	[redacted]	[redacted]
13	日						
14	月	8:15	18:00	1:00	8:45	[redacted]	[redacted]
15	火	8:15	17:00	1:00	7:45	[redacted]	[redacted]
16	水	8:15	17:30	1:00	8:15	[redacted]	[redacted]
17	木	8:15	17:00	1:00	7:45	[redacted]	[redacted]
18	金	8:15	17:00	1:00	7:45	[redacted]	[redacted]
19	土	12:00	18:00		6:00	[redacted]	[redacted]
20	日						
21	月	8:15	17:00	1:00	7:45	[redacted]	[redacted]
22	火	9:30	16:30	1:00	6:00	[redacted]	[redacted]
23	水	9:00	18:00	1:00	8:00	[redacted]	[redacted]
24	木	9:30	17:00	1:00	6:30	[redacted]	[redacted]
25	金	9:45	17:00	1:00	6:15	[redacted]	[redacted]
26	土						
27	日						
28	月	10:00	18:00	1:00	7:00	[redacted]	[redacted]
29	火						
30	水						
31	木						
合計					150:30	出勤日数	21日

労働条件通知書兼雇用契約書（期間雇用者）

正

ﾌﾘｶﾞﾅ	[redacted]	性別	生年月日
氏　名	[redacted]	[redacted]	[redacted]
現住所	〒[redacted]		
雇用期間	令和　2年　9月　1日より 令和　3年　3月 31日まで	就業場所	埼玉県議会議員 あさのめ事務所 さいたま市浦和区針ヶ谷 2-7-8
従事業種	議員秘書業務。スケジュール管理、電話・来客接遇、議会報告作成、資料収集、文書作成、代理出席、会場設営など議員のサポート及びその付随業務全般	基 本 給	180,000　円
		固定残業手当	20,000　円
		手当	円
		インセンティブ	有
就業時間	午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分 （休憩　12 時 00 分より 13 時 00） 業務上の都合・シフトによる変動あり	時間外労働有無	有
		休日労働有無	有
		昇給・考課	無
休　日 休　暇	土曜、日曜、祝日、年末年始休暇、その他事務所指定休日 ※事前に勤務表に定める	賞　　与	無
		退 職 金	無
		賃金締切日	末日締切
休　暇	法定通り（原則 6 か月経過後 10 日） ※勤続年数は入職時から通算する	賃金支払日	末払
		賃金支払方法	銀行振込
定　年	60 歳（65 歳迄の継続雇用制度有り）	転換制度	有
自己都合退職	退職する 1 か月以上前に、文書により届けること	相談窓口	雇用管理改善等相談窓口 荒川 洋一（048-637-5178）
変形労働時間制	1 か月単位の変形労働時間制を採用	一定能力条件	無
割増賃金率	所定時間外、法定超（ 125 ）％ ・ 所定超（ 100 ）％ ・ 休日 法定休日（ 135 ）％ 法定外休日（ 125 ）％ ・ 深夜（ 25 ）％		
賃金の決定方法	事務所の収支、社会経済情勢、年齢、経験、技術や技能・能力、勤続年数及び、業務量、職務の責任性、専門性、職務の範囲、勤務態度、貢献度等を総合的に勘案して決定する。		
固定残業手当の計算	固定残業手当は月 16.25 時間分の時間外手当（深夜手当、休日出勤手当が生じる場合も充当する）とし、これを超える時間外労働については、別途超過分の時間外手当を支払う。 計算方法 180,000 円÷165 時間（月平均所定時間）×1.00×8 時間 +180,000 円÷165 時間（月平均所定時間）×1.25×8.25 時間≒19,978 円＜20,000 円		
賃金控除項目	雇用保険料、源泉所得税、その他労使協定で定めるもの		
更新の有無	更新する場合があり得る。 契約の更新は、選挙結果、約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、適正、人物、技能、業務遂行能力、心身の健康状態、体力、事務所の収支、従事している業務の進捗状況等を総合的に勘案して判断します。		
福利厚生	休憩室、給湯室、更衣室等、事務所内福利厚生施設の利用可。		
教育訓練	必要に応じて、研修、実習、勉強会等の教育訓練を実施することがある。		
注意事項	1. 事務所は業務上の都合により、職員の意見を聴いたうえで、職種、勤務時間、勤務場所の変更を命ずることがあります。 2. 本契約は、法改正・就業規則改定により、職員と協議のうえ、変更される場合があります。 3. インセンティブとは繁忙期や一定の時季に行われる特殊業務に対する報奨金のことで、毎月必ず支給されるものではありません。 4. 故意または重大な過失により事務所に損害を与えた場合、無断欠勤又は講演会、支援者、住民とのトラブルにより事務所が損害を被った時は損害賠償を請求する場合があります。 5. 事務所内外を問わず、在職中又は退職後においても業務上知り得た情報、支援者データ等の事務所及び個人情報を開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー、メール送信等、事務所外に持ち出さないこと。特にプライバシー保護には細心の注意を払うこと。 6. 金銭、会計、経理、契約、勤怠等にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、リベート等、事務所の管理上ふさわしくない行為を行った場合は厳正に処分します 7. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、その他ハラスメント行為に該当するか該当すると疑われるような行為を行なわないこと。 8. 就業中であるか否かにかかわらず、事務所所有の機器を使用して私用の目的でＰＣ、メールなどの通信は禁止します。 9. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。		

	10. 休職規定に関しては適用外とします。
解　雇	次の各号の一に該当する場合は解雇します。 ① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、他の軽易な職務に転換させることができないとき。 ② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。 ③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。 ④協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。 ⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。 ⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき ⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき ⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき ⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき ⑩ 事務所の職員として著しく不適格と認められるとき ⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき ⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適格のとき ⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき ⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき ⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき
服務抜粋	1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。 2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。 3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかなければならない。 4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないよう、言葉遣いや行動に気を配ること。 5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、ＩＤ、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。

上記以外の労働条件等については当事務所就業規則によります。　　令和　2年 8月 4日

使用者職氏名　埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表　浅野目　義英

労働者住所 [redacted]
氏名 [redacted]

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	9

政務活動費　領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3年1月14日	支出額	9,820 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動事務所11、12月分給与の源泉所得税		

領収書等貼付欄

龍志会　浅野目義英

2020年
11月分　給与　12月10日
12月分　給与　12月30日

国税収納金整理資金　32301　令和 02 年度

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）　㊟ 領収証書

税務署名：ウラワ　税務署　税務署番号：00033018　税務署使用欄：110　整理番号：[redacted]

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
俸給・給料等	021230	2	409493	9820
賞与（役員賞与を除く。）				
日雇労務者の賃金		（延）		
退職手当等				
税理士等の報酬	[redacted]			
役員賞与				
同上の支払確定年月日				

年末調整による不足税額
年末調整による超過税額　△
本税　11249
延滞税
合計額　¥11249

納期等の区分　令和 02 年 12 月　支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　全部　○部　日銀使用欄　○

内証券　円

国庫金

徴収義務者　住所（所在地）330-0075（電話番号　－　－　）
イイダマンクラワリハツガヤ2-7-8
氏名（名称）ヨシヒデ　様（御中）

摘要

◎日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）　3 出納 3.1.14 第四区行動 北浦和

左記の合計額を領収しました。

2-02101-[redacted]0 (YC-01006)-R

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	10

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3年1月14日	支出額	1,429 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労士顧問報酬11/12月分の源泉所得税		
領収書等貼付欄			龍志会　浅野目義英

「社労士顧問報酬 12月23日（誤記入）

国税収納金整理資金　32301

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）　㊟ 領収証書

令和 02 年度　税務署名 ウラワ 税務署　税務署番号 0003301 8　税務署使用欄 110　整理番号 [redacted]

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
俸給・給料等	[redacted]			
賞与（役員賞与を除く。）				
日雇労務者の賃金				
退職手当等				
税理士等の報酬	02 12 30	1	14000	1429
役員賞与				
同上の支払確定年月日				

納期等の区分　令和 02 年 12 月　支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　日銀使用欄　内証券

年末調整による不足税額	
年末調整による超過税額	△
本税	1124 9
延滞税	
合計額	¥1124 9

国庫金

領収義務者　住所（所在地）〒350-0075（電話番号　－　－　）
イイダマチ ヒダリ ハシガイ 2-7-8
氏名（名称）アサノメ ヨシヒデ　様（御中）

摘要

◎日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）3 浦和 3.1.14 浦和税務署

左記の合計額を領収しました。

2-02101-[redacted]-0（YE-01006）A

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	28

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3 年 1 月 28 日	支出額	12,571 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労士顧問報酬（1月分）		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

口座名 浅野目義英　支払先名 あらかわ社会保険労務士事務所
「ただし 社労士顧問報酬 1月分として」

普通預金（兼お借入明細）

年月日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(「－」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)(円)
[redacted]				
03-01-28	送金	*12,571	IB アラカワシヤカイ	
[redacted]				

※　領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請　求　書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所 御中

請求No.　6

発行日　2021年1月4日

件名： 令和３年１月分ご請求

下記の通り、ご請求申し上げます。

あらかわ社会保険労務士事務所
〒330-0074
埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-3-8
ノースピアR105
特定社会保険労務士　荒川　洋一
TEL： 048-637-5178
FAX： 048-637-1350
携帯： 070-4805-3882
E-Mail： aramu.sharou@jcom.zaq.ne.jp

合計金額　¥12,571　（税込）

お支払期限：　**令和３年１月29日（金）**

No.	摘要	数量	単価	金額
	顧問報酬	1　ヶ月	14,000	¥14,000

お振込先
埼玉りそな銀行　北浦和支店
普通
4426221
アラカワシャカイホケンロウムシジムショ アラカワ ヨウイチ

小計	¥14,000
消費税	¥0
源泉所得税	¥1,429
合計	**¥12,571**

備考	消費税はいただいておりません。 誠に勝手ながら、振込み手数料はご負担願います。

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
（以下「甲」という）と
受託社 あらかわ社会保険労務士事務所（以下「乙」という）とは、
甲の事業における社会保険労務士法第２条第１項１号、１号の２、１号の３、２号、３号の業務について下記のとおり契約します。

契約事項	契約の種類	労働保険事務委託契約＋給与計算業務委託契約＋相談顧問契約
	業務の範囲	(1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類・帳簿類の作成提出代行、相談、管理 (2) 労務管理に関する相談、助言、情報の提供 (3) 給与計算代行・賞与計算代行 (4) 住民税関連書類の作成・提出代行 (5) 年次有給休暇管理 (6) 年末調整手続代行 (7) 源泉徴収票・法定調書作成、給与支払報告書作成・提出代行 (8) 給与試算、賃金制度設計相談、給与改定相談など (9) 詳しくは別途「契約業務内訳書」によります。
	期　　間	令和２年９月１日～令和３年８月31日
	報酬額及び支払方法	銀行振込。この契約に基づく報酬額、報酬細目、及び振込先は「契約業務内訳書」によります。
	その他の事　　項	甲から乙への連絡は、原則として代表者様または事務担当者様より行うものとし、貴事務所から連絡のない他者からの問い合せは受け付けません。 行政機関や他者からの問い合せについては、代表者様または事務担当者様の確認が取れてから対応します。

第6章　その他

（協議解決）

第17条　この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによるほか、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

（その他）

第18条　本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

令和　2年　8月　18日

（甲）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目7番8号
事業所名　埼玉県議会議員　あさのめ事務所
代表者　代表　埼玉県議会議員　浅野目　義英

（乙）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番8号
ノースピアR105
事務所名　あらかわ社会保険労務士事務所
社会保険労務士　荒川　洋一

整理番号	31

政務活動費　支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3 年 1 月 31 日
支出額	194,630 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　　）
使途	県政調査事務所 1月分給与
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　浅野目 義英

2021　年　1　月分出勤簿

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	浅野目 印
1	金						
2	土						
3	日						
4	月						
5	火	10:00	15:00		5:00		
6	水						
7	木	9:00	17:00	1:00	7:00		
8	金	8:15	17:00	1:00	7:45		
9	土						
10	日						
11	月	9:00	17:00	1:00	7:00		
12	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
13	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
14	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
15	金	9:00	17:00	1:00	7:00		
16	土						
17	日						
18	月	9:00	19:00	1:00	9:00		
19	火	9:30	19:30	1:00	9:00		
20	水	10:15	18:00	1:00	6:45		
21	木	9:00	17:00	1:00	7:00		
22	金	9:00	17:30	1:00	7:30		
23	土						
24	日						
25	月	9:00	19:00	1:00	9:00		
26	火	9:00	16:00	1:00	6:00		
27	水						
28	木	8:30	18:00	1:00	8:30		
29	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
30	土						
31	日						
合計					126:30	出勤日数	17日

労働条件通知書兼雇用契約書（期間雇用者）

正

ﾌﾘｶﾞﾅ	[redacted]	性別	生年月日	[redacted]
氏　名	[redacted]	[redacted]		
現住所	[redacted]			
雇用期間	令和　2年　9月　1日より 令和　3年　3月 31日まで	就業場所		埼玉県議会議員 あさのめ事務所 さいたま市浦和区針ヶ谷 2-7-8
従事業種	議員秘書業務。スケジュール管理、電話・来客接遇、議会報告作成、資料収集、文書作成、代理出席、会場設営など議員のサポート及びその付随業務全般	基本給		180,000　円
		固定残業手当		20,000　円
		手当		円
		インセンティブ		有
就業時間	午前10時00分～午後6時00分 （休憩　12時00分より13時00） 業務上の都合・シフトによる変動あり	時間外労働有無		有
		休日労働有無		有
		昇給・考課		無
休　日 休　暇	土曜、日曜、祝日、年末年始休暇、その他事務所指定休日 ※事前に勤務表に定める	賞　与		無
		退職金		無
		賃金締切日		末日締切
休　暇	法定通り（原則6か月経過後10日） ※勤続年数は入職時から通算する	賃金支払日		末払
		賃金支払方法		銀行振込
定　年	60歳（65歳迄の継続雇用制度有り）	転換制度		有
自己都合退職	退職する1か月以上前に、文書により届けること	相談窓口		雇用管理改善等相談窓口 荒川 洋一（048-637-5178）
変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制を採用	一定能力条件		無
割増賃金率	所定時間外、法定超（125）%・所定超（100）%・休日 法定休日（135）% 法定外休日（125）%・深夜（25）%			
賃金の決定方法	事務所の収支、社会経済情勢、年齢、経験、技術や技能・能力、勤続年数及び、業務量、職務の責任性、専門性、職務の範囲、勤務態度、貢献度等を総合的に勘案して決定する。			
固定残業手当の計算	固定残業手当は月16.25時間分の時間外手当（深夜手当、休日出勤手当が生じる場合も充当する）とし、これを超える時間外労働については、別途超過分の時間外手当を支払う。 計算方法 180,000円÷165時間（月平均所定時間）×1.00×8時間 +180,000円÷165時間（月平均所定時間）×1.25×8.25時間≒19,978円<20,000円			
賃金控除項目	雇用保険料、源泉所得税、その他労使協定で定めるもの			
更新の有無	更新する場合があり得る。 契約の更新は、選挙結果、約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、適正、人物、技能、業務遂行能力、心身の健康状態、体力、事務所の収支、従事している業務の進捗状況等を総合的に勘案して判断します。			
福利厚生	休憩室、給湯室、更衣室等、事務所内福利厚生施設の利用可。			
教育訓練	必要に応じて、研修、実習、勉強会等の教育訓練を実施することがある。			
注意事項	1. 事務所は業務上の都合により、職員の意見を聴いたうえで、職種、勤務時間、勤務場所の変更を命ずることがあります。 2. 本契約は、法改正・就業規則改定により、職員と協議のうえ、変更される場合があります。 3. インセンティブとは繁忙期や一定の時季に行われる特殊業務に対する報奨金のことで、毎月必ず支給されるものではありません。 4. 故意または重大な過失により事務所に損害を与えた場合、無断欠勤又は講演会、支援者、住民とのトラブルにより事務所が損害を被った時は損害賠償を請求する場合があります。 5. 事務所内外を問わず、在職中又は退職後においても業務上知り得た情報、支援者データ等の事務所及び個人情報を開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー、メール送信等、事務所外に持ち出さないこと。特にプライバシー保護には細心の注意を払うこと。 6. 金銭、会計、経理、契約、勤怠等にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、リベート等、事務所の管理上ふさわしくない行為を行った場合は厳正に処分します 7. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、その他ハラスメント行為に該当するか該当すると疑われるような行為を行なわないこと。 8. 就業中であるか否かにかかわらず、事務所所有の機器を使用して私用の目的でＰＣ、メールなどの通信は禁止します。 9. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。			

	10. 休職規定に関しては適用外とします。
解　雇	次の各号の一に該当する場合は解雇します。 ① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、他の軽易な職務に転換させることができないとき。 ② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。 ③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。 ④協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。 ⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。 ⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき ⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき ⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき ⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき ⑩ 事務所の職員として著しく不適格と認められるとき ⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき ⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適格のとき ⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき ⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき ⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき
服務抜粋	1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。 2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。 3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかなければならない。 4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないよう、言葉遣いや行動に気を配ること。 5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、ＩＤ、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。

上記以外の労働条件等については当事務所就業規則によります。　　令和　2年8月2日

使用者職氏名　埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表　浅野目　義英

労働者住所 [redacted]

氏名 [redacted]

支給明細書

000002 [redacted] 様

令和03年 01月分 給与

支給日 令和03年01月29日
締日 令和03年01月31日

埼玉県議会議員 あさのめ事務所

受領印

勤怠内訳	
出勤日数	17.00
総労働時間	126.50

支給項目	
基本給	180,000
固定残業手当	20,000
合計	200,000

控除項目	
雇用保険	600
所得税	4,770
合計	5,370

その他	
社会保険合計	600
課税対象額	199,400
非課税合計	
課税支給累計	200,000
社会保険累計	600
所得税累計	4,770

振込支給額	0
現金支給額	194,630
差引支給額	194,630

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	10

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3 年 2 月 8 日	支出額	4,770 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動事務所 1月分給与の源泉所得税		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

「支払年月日 1月31日（誤記）」

国税収納金整理資金　32301

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）　㊟ 領収証書

令和 02 年度　税務署名 ウラワ 税務署　税務署番号 0 0 0 3 3 0 1 8　税務署使用欄 1 1 0　整理番号 [redacted]

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
俸給・給料等	令和 03 年 01 月 29 日	1	200,000	4,770
給与（役員賞与を除く。）				
日雇者の賃金				
退職手当等				
税理士等の報酬	[redacted]			
役員賞与				
同上の支払確定年月日				

納期等の区分　令和 03 年 01 月　支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　内証券　円

年末調整による不足税額
年末調整による超過税額 ▲
本税 6,199
延滞税
合計額 ¥6,199

国庫金

徴収義務者 住所（所在地）〒330-0075（電話番号　－　－）
サイタマケン サイタマシ ワカバク ハツカベ 2-7-8
氏名（名称）アサノメ ヨシヒデ　様（御中）

摘要

◎日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）浦和 2 3.2.8 1 浦和税務署

左記の合計額を領収しました。

1-02101-[redacted]-KYB-010065-A

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	11

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3年2月8日	支出額	1,429 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労士顧問報酬1月分の源泉所得税		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

「報酬支払年月日1月28日（誤記）」

国税収納金整理資金　32301　令和 02 年度

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）　税務署名 ウラワ 税務署

領収証書　税務署番号 0 0 0 3 3 0 1 8　税務署使用欄 1 1 0　整理番号 [redacted]

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
俸給・給料等	[redacted]			
賞与（役員賞与を除く。）				
日雇者の賃金				
退職手当等				
税理士等の報酬	令和 03 年 01 月 29 日	1	14000	1429
役員賞与				
同上の支払確定年月日				

納期等の区分　令和 03 年 01 月　支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　日雇使用欄

内証券　円

年末調整による不足税額	
年末調整による超過税額	▲
本税	6199
延滞税	
合計額	¥6199

国庫金

徴収義務者　住所（所在地）〒330-0074 （電話番号　－　－）
ハリデイ 2-7-8
氏名（名称）　様（御中）

摘要

◎日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）　2 税 3.2.8.1 浦和

左記の合計額を領収しました。

1-02101-[redacted]-010869 H

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	34

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3年2月26日	支出額	85,210円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	県政調査事務所 2月分給与		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

ただし、県政調査事務所 2月分給与 として

口座名 浅野目義英　　支払先名 [redacted]

[redacted]

03-02-26	送金	*85,210	[redacted]

[redacted]

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異ります。詳細は窓口にご照会ください。

※　領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

2021　年　2　月分出勤簿

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	浅野目 印
1	月						
2	火						
3	水						
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月	9:00	17:00	1:00	7:00		
9	火						
10	水						
11	木						
12	金	9:00	19:00	1:00	9:00		
13	土						
14	日						
15	月						
16	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
17	水	9:00	17:00	1:00	7:00		
18	木						
19	金						
20	土						
21	日						
22	月						
23	火						
24	水						
25	木	9:00	17:00	1:00	7:00		
26	金	9:00	17:00	1:00	7:00		
27	土						
28	日						
合計					45:00	出勤日数	6日

支給明細書

000002 [redacted] 様

令和03年　02月分 給与　　支給日 令和03年02月26日
締日 令和03年02月28日

埼玉県議会議員　あさのめ事務所

受領印

勤怠内訳	
出勤日数	6.00
欠勤日数	14.00

支給項目	
基本給	180,000
固定残業手当	20,000
欠勤控除	-114,534
合計	85,466

控除項目	
雇用保険	256
合計	256

その他	
社会保険合計	256
課税対象額	85,210
非課税合計	
課税支給累計	285,466
社会保険累計	856
所得税累計	4,770

振込支給額	0
現金支給額	85,210
差引支給額	85,210

労働条件通知書兼雇用契約書（期間雇用者）

正

ﾌﾘｶﾞﾅ	[redacted]	性別	生年月日	[redacted]
氏　名				
現住所	〒[redacted]			
雇用期間	令和　2年　9月　1日より 令和　3年　3月 31日まで	就業場所		埼玉県議会議員 あさのめ事務所 さいたま市浦和区針ヶ谷 2-7-8
従事業種	議員秘書業務。スケジュール管理、電話・来客接遇、議会報告作成、資料収集、文書作成、代理出席、会場設営など議員のサポート及びその付随業務全般	基 本 給		180,000　円
		固定残業手当		20,000　円
		手当		円
		インセンティブ		有
就業時間	午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分 （休憩　12 時 00 分より 13 時 00） 業務上の都合・シフトによる変動あり	時間外労働有無		有
		休日労働有無		有
		昇給・考課		無
休　日 休　暇	土曜、日曜、祝日、年末年始休暇、その他事務所指定休日 ※事前に勤務表に定める	賞　　与		無
		退 職 金		無
		賃金締切日		末日締切
休　暇	法定通り（原則 6 か月経過後 10 日） ※勤続年数は入職時から通算する	賃金支払日		末払
		賃金支払方法		銀行振込
定　年	60 歳（65 歳迄の継続雇用制度有り）	転換制度		有
自己都合退職	退職する 1 か月以上前に、文書により届けること	相談窓口		雇用管理改善等相談窓口 荒川 洋一（048-637-5178）
変形労働時間制	1 か月単位の変形労働時間制を採用	一定能力条件		無
割増賃金率	所定時間外、法定超（ 125 ）％ ・ 所定超（ 100 ）％ ・ 休日 法定休日（ 135 ）％ 法定外休日（ 125 ）％ ・ 深夜（ 25 ）％			
賃金の決定方法	事務所の収支、社会経済情勢、年齢、経験、技術や技能・能力、勤続年数及び、業務量、職務の責任性、専門性、職務の範囲、勤務態度、貢献度等を総合的に勘案して決定する。			
固定残業手当の計算	固定残業手当は月 16.25 時間分の時間外手当（深夜手当、休日出勤手当が生じる場合も充当する）とし、これを超える時間外労働については、別途超過分の時間外手当を支払う。 計算方法 180,000 円÷165 時間（月平均所定時間）×1.00×8 時間 +180,000 円÷165 時間（月平均所定時間）×1.25×8.25 時間≒19,978 円<20,000 円			
賃金控除項目	雇用保険料、源泉所得税、その他労使協定で定めるもの			
更新の有無	更新する場合があり得る。 契約の更新は、選挙結果、約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、適正、人物、技能、業務遂行能力、心身の健康状態、体力、事務所の収支、従事している業務の進捗状況等を総合的に勘案して判断します。			
福利厚生	休憩室、給湯室、更衣室等、事務所内福利厚生施設の利用可。			
教育訓練	必要に応じて、研修、実習、勉強会等の教育訓練を実施することがある。			
注意事項	1. 事務所は業務上の都合により、職員の意見を聴いたうえで、職種、勤務時間、勤務場所の変更を命ずることがあります。 2. 本契約は、法改正・就業規則改定により、職員と協議のうえ、変更される場合があります。 3. インセンティブとは繁忙期や一定の時季に行われる特殊業務に対する報奨金のことで、毎月必ず支給されるものではありません。 4. 故意または重大な過失により事務所に損害を与えた場合、無断欠勤又は講演会、支援者、住民とのトラブルにより事務所が損害を被った時は損害賠償を請求する場合があります。 5. 事務所内外を問わず、在職中又は退職後においても業務上知り得た情報、支援者データ等の事務所及び個人情報を開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー、メール送信等、事務所外に持ち出さないこと。特にプライバシー保護には細心の注意を払うこと。 6. 金銭、会計、経理、契約、勤怠等にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、リベート等、事務所の管理上ふさわしくない行為を行った場合は厳正に処分します 7. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、その他ハラスメント行為に該当するか該当すると疑われるような行為を行なわないこと。 8. 就業中であるか否かにかかわらず、事務所所有の機器を使用して私用の目的でＰＣ、メールなどの通信は禁止します。 9. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。			

	10. 休職規定に関しては適用外とします。
解　雇	次の各号の一に該当する場合は解雇します。 ① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、他の軽易な職務に転換させることができないとき。 ② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。 ③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。 ④協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。 ⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。 ⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき ⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき ⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき ⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき ⑩ 事務所の職員として著しく不適格と認められるとき ⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき ⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適格のとき ⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき ⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき ⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき
服務抜粋	1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。 2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。 3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかなければならない。 4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないよう、言葉遣いや行動に気を配ること。 5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、ＩＤ、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。

上記以外の労働条件等については当事務所就業規則によります。　　令和　2年8月4日

使用者職氏名　埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表　浅野目　義英

労働者住所 [redacted]
氏名 [redacted]

整理番号	35

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 (6)：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3年2月26日	支出額	12,571 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労士顧問報酬（2月分）		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

ただし、社労士顧問報酬（2月分）として

口座名 浅野目義英　　支払先名 あらかわ社会保険労務士事務所

[redacted]

03-02-26	送金	*12,571	IB アラカワシヤカイホ

[redacted]

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

※　領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。

※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請　求　書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所 御中

請求No.　13

発行日　2021年2月1日

件名： 令和３年２月分ご請求

下記の通り、ご請求申し上げます。

あらかわ社会保険労務士事務所
〒330-0074
埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-3-8
ノースピアR105
特定社会保険労務士　荒川　洋一
TEL： 048-637-5178
FAX： 048-637-1350
携帯： 070-4805-3882
E-Mail： aramu.sharou@jcom.zaq.ne.jp

合計金額　¥12,571　（税込）

お支払期限：　**令和３年２月26日（金）**

No.	摘要	数量	単価	金額
	顧問報酬	1　ヶ月	14,000	¥14,000

お振込先
埼玉りそな銀行　北浦和支店
普通
4426221
アラカワシャカイホケンロウムシジムショ アラカワ ヨウイチ

小計	¥14,000
消費税	¥0
源泉所得税	¥1,429
合計	**¥12,571**

備考	消費税はいただいておりません。 誠に勝手ながら、振込み手数料はご負担願います。

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
（以下「甲」という）と
受託社 あらかわ社会保険労務士事務所（以下「乙」という）とは、
甲の事業における社会保険労務士法第２条第１項１号、１号の２、１号の３、２号、３号の業務について下記のとおり契約します。

契約事項	契約の種類	労働保険事務委託契約＋給与計算業務委託契約＋相談顧問契約
	業務の範囲	(1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類・帳簿類の作成提出代行、相談、管理 (2) 労務管理に関する相談、助言、情報の提供 (3) 給与計算代行・賞与計算代行 (4) 住民税関連書類の作成・提出代行 (5) 年次有給休暇管理 (6) 年末調整手続代行 (7) 源泉徴収票・法定調書作成、給与支払報告書作成・提出代行 (8) 給与試算、賃金制度設計相談、給与改定相談など (9) 詳しくは別途「契約業務内訳書」によります。
	期　　間	令和２年９月１日～令和３年８月 31 日
	報酬額及び支払方法	銀行振込。この契約に基づく報酬額、報酬細目、及び振込先は「契約業務内訳書」によります。
	その他の事　　項	甲から乙への連絡は、原則として代表者様または事務担当者様より行うものとし、貴事務所から連絡のない他者からの問い合せは受け付けません。 行政機関や他者からの問い合せについては、代表者様または事務担当者様の確認が取れてから対応します。

第6章　その他

（協議解決）

第17条　この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによるほか、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

（その他）

第18条　本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

令和　2年　8月　18日

（甲）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目7番8号
事業所名　埼玉県議会議員　あさのめ事務所
代表者　代表　埼玉県議会議員　浅野目　義英

（乙）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番8号
ノースピアR105
事務所名　あらかわ社会保険労務士事務所
社会保険労務士　荒川　洋一

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	/

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 (6)人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3年3月2日	支出額	1,429 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労士顧問報酬2月分の源泉所得税		
領収書等貼付欄			龍志会　浅野目義英 社労士報酬2月26日支払分

国税収納金整理資金　32301

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）　(給) 領収証書

令和 02 年度　税務署名 ウラワ 税務署　税務署番号 0 0 0 3 3 0 1 8　税務署使用欄 1 1 0　整理番号 [redacted]

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
俸給・給料等	[redacted]			
給与(役員賞与を除く。)				
日雇労働者の賃金				
退職手当等				
税理士等の報酬	0 3 0 2 2 6	1	1 4 0 0 0	1 4 2 9
役員賞与				
同上の支払確定年月日				

納期等の区分：令和 0 3 年 0 2 月　支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　日本銀行用

年末調整による不足税額	
年末調整による超過税額	Δ
本税	1 4 2 9
延滞税	
合計額	¥ 1 4 2 9

国庫金

住所（所在地）〒330-0071（電話番号　－　－　）
イワミヤ 2-1-8
氏名（名称）様(御中)

摘要

◎日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）3 出納 3.3.2 第四北浦和

右記の合計額を領収しました。

13-02101-[redacted]0-(YC-01006) H

整理番号	4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3年3月26日	支出額	12,571円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	社労士顧問報酬（3月分）		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

ただし、社労士顧問報酬（3月分）として

口座名　浅野目義英　　支払先名　あらかわ社会保険労務士事務所

普通預金（兼お借入明細）

4

年－月－日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高（「－」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。）(円)
[redacted]				
03-03-26	.送金	*12,571	IB アラカワシヤカイホ	[redacted]
[redacted]				

※　領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請　求　書

埼玉県議会議員 あさのめ事務所 御中

請求No.　22

発行日　2021年3月4日

件名： 令和３年３月分ご請求

下記の通り、ご請求申し上げます。

あらかわ社会保険労務士事務所
〒330-0074
埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-3-8
ノースピアR105
特定社会保険労務士　荒川　洋一
TEL： 048-637-5178
FAX： 048-637-1350
携帯： 070-4805-3882
E-Mail： aramu.sharou@jcom.zaq.ne.jp

合計金額　¥12,571　（税込）　お支払期限：　**令和３年３月31日（水）**

No.	摘要	数量	単価	金額
	顧問報酬	1　ヶ月	14,000	¥14,000

お振込先
埼玉りそな銀行　北浦和支店
普通
4426221
アラカワシャカイホケンロウムシジムショ アラカワ ヨウイチ

小計	¥14,000
消費税	¥0
源泉所得税	¥1,429
合計	**¥12,571**

備考	消費税はいただいておりません。 誠に勝手ながら、振込み手数料はご負担願います。

業務委託契約書

委託者 埼玉県議会議員 あさのめ事務所
（以下「甲」という）と
受託社 あらかわ社会保険労務士事務所（以下「乙」という）とは、
甲の事業における社会保険労務士法第２条第１項１号、１号の２、１号の３、２号、３号の業務について下記のとおり契約します。

契約事項	契約の種類	労働保険事務委託契約＋給与計算業務委託契約＋相談顧問契約
	業務の範囲	(1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類・帳簿類の作成提出代行、相談、管理 (2) 労務管理に関する相談、助言、情報の提供 (3) 給与計算代行・賞与計算代行 (4) 住民税関連書類の作成・提出代行 (5) 年次有給休暇管理 (6) 年末調整手続代行 (7) 源泉徴収票・法定調書作成、給与支払報告書作成・提出代行 (8) 給与試算、賃金制度設計相談、給与改定相談など (9) 詳しくは別途「契約業務内訳書」によります。
	期　　間	令和２年９月１日～令和３年８月31日
	報酬額及び支払方法	銀行振込。この契約に基づく報酬額、報酬細目、及び振込先は「契約業務内訳書」によります。
	その他の事　　項	甲から乙への連絡は、原則として代表者様または事務担当者様より行うものとし、貴事務所から連絡のない他者からの問い合せは受け付けません。 行政機関や他者からの問い合せについては、代表者様または事務担当者様の確認が取れてから対応します。

第6章　その他

（協議解決）

第17条　この契約書に規定のない事項及び契約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによるほか、その都度、甲乙協議して解決するものとします。

（その他）

第18条　本契約書は2通作成し、甲、乙それぞれ1通を所持するものとします。

令和　2年　8月　18日

（甲）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷2丁目7番8号
事業所名　埼玉県議会議員　あさのめ事務所
代表者　代表　埼玉県議会議員　浅野目　義英

（乙）　所在地　埼玉県さいたま市浦和区北浦和2丁目3番8号
ノースピアR105
事務所名　あらかわ社会保険労務士事務所
社会保険労務士　荒川　洋一

整理番号	8

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 (6) 人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3年3月31日	支出額	102,652 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	県政調査事務所 3月分給与		

領収書等貼付欄　　龍志会　浅野目義英

ただし 県政調査事務所 3月分給与として

口座名 浅野目 義英　　支払先名 [redacted]

普通預金（兼お借入明細）

④

年 月 日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高（「－」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。）(円)
[redacted]				
03-03-31	送金	*102,652	[redacted]	[redacted]
[redacted]				

※　領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

支給明細書

令和03年　03月分 給与

支給日 令和03年03月31日
締日 令和03年03月31日

受領印

000002 [redacted] 様

埼玉県議会議員　あさのめ事務所

勤怠内訳	
出[illegible]日数	10.00
欠勤日数	12.00
総労働時間	74.75

支給項目	
基本給	180,000
固定残業手当	20,000
未払金追給	2,066
欠勤控除	-98,172
合計	103,894

控除項目	
雇用保険	312
所得税	930
合計	1,242

その他	
社会保険合計	312
課税対象額	103,582
非課税合計	
課税支給累計	389,360
社会保険累計	1,168
所得税累計	5,700

振込支給額	0
現金支給額	102,652
差引支給額	102,652

2021　年　3　月分出勤簿

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時刻	終業時刻	休憩時間	労働時間	印	上長確認 印
1	月	9:00	19:30	1:00	9:30		
2	火	9:00	19:45	1:00	9:45		
3	水	9:00	19:30	1:00	9:30		
4	木	9:00	17:00	1:00	7:00		
5	金						
6	土						
7	日						
8	月						
9	火						
10	水						
11	木						
12	金	9:00	17:00	1:00	7:00		
13	土						
14	日						
15	月						
16	火						
17	水						
18	木	9:00	17:00	1:00	7:00		
19	金						
20	土						
21	日						
22	月						
23	火	9:00	17:00	1:00	7:00		
24	水						
25	木						
26	金						
27	土						
28	日						
29	月	10:00	17:00	1:00	6:00		
30	火	10:00	17:00	1:00	6:00		
31	水	10:00	17:00	1:00	6:00		
合計					74:45	出勤日数	10日

労働条件通知書兼雇用契約書（期間雇用者）

正

ﾌﾘｶﾞﾅ	[redacted]	性別	生年月日	[redacted]
氏　名				
現住所	〒[redacted]			
雇用期間	令和　2年　9月　1日より 令和　3年　3月 31日まで	就業場所	埼玉県議会議員 あさのめ事務所 さいたま市浦和区針ヶ谷 2-7-8	
従事業種	議員秘書業務。スケジュール管理、電話・来客接遇、議会報告作成、資料収集、文書作成、代理出席、会場設営など議員のサポート及びその付随業務全般	基本給	180,000　円	
		固定残業手当	20,000　円	
		手当	円	
		インセンティブ	有	
就業時間	午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分 （休憩　12 時 00 分より 13 時 00） 業務上の都合・シフトによる変動あり	時間外労働有無	有	
		休日労働有無	有	
		昇給・考課	無	
休　日 休　暇	土曜、日曜、祝日、年末年始休暇、その他事務所指定休日 ※事前に勤務表に定める	賞　与	無	
		退職金	無	
		賃金締切日	末日締切	
休　暇	法定通り（原則 6 か月経過後 10 日） ※勤続年数は入職時から通算する	賃金支払日	末払	
		賃金支払方法	銀行振込	
定　年	60 歳（65 歳迄の継続雇用制度有り）	転換制度	有	
自己都合退職	退職する 1 か月以上前に、文書により届けること	相談窓口	雇用管理改善等相談窓口 荒川 洋一（048-637-5178）	
変形労働時間制	1 か月単位の変形労働時間制を採用	一定能力条件	無	
割増賃金率	所定時間外、法定超（ 125 ）％ ・ 所定超（ 100 ）％ ・ 休日 法定休日（ 135 ）％ 法定外休日（ 125 ）％ ・ 深夜（ 25 ）％			
賃金の決定方法	事務所の収支、社会経済情勢、年齢、経験、技術や技能・能力、勤続年数及び、業務量、職務の責任性、専門性、職務の範囲、勤務態度、貢献度等を総合的に勘案して決定する。			
固定残業手当の計算	固定残業手当は月 16.25 時間分の時間外手当（深夜手当、休日出勤手当が生じる場合も充当する）とし、これを超える時間外労働については、別途超過分の時間外手当を支払う。 計算方法 180,000 円÷165 時間（月平均所定時間）×1.00×8 時間 +180,000 円÷165 時間（月平均所定時間）×1.25×8.25 時間≒19,978 円＜20,000 円			
賃金控除項目	雇用保険料、源泉所得税、その他労使協定で定めるもの			
更新の有無	更新する場合があり得る。 契約の更新は、選挙結果、約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、適正、人物、技能、業務遂行能力、心身の健康状態、体力、事務所の収支、従事している業務の進捗状況等を総合的に勘案して判断します。			
福利厚生	休憩室、給湯室、更衣室等、事務所内福利厚生施設の利用可。			
教育訓練	必要に応じて、研修、実習、勉強会等の教育訓練を実施することがある。			
注意事項	1. 事務所は業務上の都合により、職員の意見を聴いたうえで、職種、勤務時間、勤務場所の変更を命ずることがあります。 2. 本契約は、法改正・就業規則改定により、職員と協議のうえ、変更される場合があります。 3. インセンティブとは繁忙期や一定の時季に行われる特殊業務に対する報奨金のことで、毎月必ず支給されるものではありません。 4. 故意または重大な過失により事務所に損害を与えた場合、無断欠勤又は講演会、支援者、住民とのトラブルにより事務所が損害を被った時は損害賠償を請求する場合があります。 5. 事務所内外を問わず、在職中又は退職後においても業務上知り得た情報、支援者データ等の事務所及び個人情報を開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー、メール送信等、事務所外に持ち出さないこと。特にプライバシー保護には細心の注意を払うこと。 6. 金銭、会計、経理、契約、勤怠等にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、リベート等、事務所の管理上ふさわしくない行為を行った場合は厳正に処分します 7. セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、その他ハラスメント行為に該当するか該当すると疑われるような行為を行なわないこと。 8. 就業中であるか否かにかかわらず、事務所所有の機器を使用して私用の目的でＰＣ、メールなどの通信は禁止します。 9. クレーム、業務の失敗、就業規則、マニュアルその他事務所の命令、通達・注意、通知事項に違反した行為があった時、または発見した時は直ちに代表に報告すること。			

	10. 休職規定に関しては適用外とします。
解　雇	次の各号の一に該当する場合は解雇します。 ① 精神又は身体に故障があるか、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるときで、他の軽易な職務に転換させることができないとき。 ② 正当理由なき遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前休暇要求が多く勤怠不良で、労務提供が不完全であると認められるときで、再三の指導によっても改善が見られないとき。 ③ 職務遂行能力または能率が著しく劣り、向上の見込みがなく、かつ、他の職務に転換させることができないとき。 ④協調性が無く、他の職員と円滑に仕事が出来ず、注意及び指導しても改善の見込みがないと認められるとき。 ⑤ 勤務意欲が低く、これに伴い、勤務成績、勤務態度その他の業務能率全般が不良で業務に適さないと認められるときで、教育・指導によっても改善が見られないとき。 ⑥ 経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃、その他業務の都合により剰員を生じ、他に適当な配置箇所が無いとき ⑦ 特定の職種、地位、資格、一定の能力を条件として雇い入れられた者でその能力と適格性に欠けると認められるとき ⑧ 事務所を閉鎖するとき、議員を廃業するとき ⑨ 天災事変その他やむをえない事由のため事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき ⑩ 事務所の職員として著しく不適格と認められるとき ⑪ 非違行為が繰り返し行われたとき ⑫ 刑事事件に関係し、事件内容が職員として不適格のとき ⑬ 重大な懲戒解雇事由に該当するような行為があったとき ⑭ 就業規則、通知に違反し、解雇に準ずる程度の不都合な行為のあったとき ⑮ その他前各号に準ずるやむをえない事由が生じたとき
服務抜粋	1. 議員事務所は社会的な存在と認識し、そこで働く職員は、社会人としての社会的ルール及びマナーを当然に守らなければならない。 2. 職員は業務を遂行するため、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。 3. 職員は相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかなければならない。 4. 常に他人から見られているという意識を持ち、事務所の内外を問わず相手に不快な思いをさせないよう、言葉遣いや行動に気を配ること。 5. 事務所の内外を問わず、在職中又は退職後においても、事務所や支援者等の秘密、機密性のある情報、後援会情報、支援者情報、企画案、ノウハウ、データ、ＩＤ、パスワード及び事務所の不利益となる事項を第三者に開示、漏洩、提供しないこと。また、コピー等をして社外に持ち出さないこと。

上記以外の労働条件等については当事務所就業規則によります。　　令和　2年8月2日

使用者職氏名　埼玉県議会議員 あさのめ事務所
代表　浅野目　義英

労働者住所 [redacted]
氏名 [redacted]